

時に新設したる都市計畫課及區劃整理課に於て處理することゝなれり。

以上は市區劃整理事業の主たる執行機關の變遷なり、之に伴ふ課掛の設置廢合職務權限に關しては以下順を追ふて記述す。

第二節 區劃整理局

本市は帝都復興事業の根幹たる土地區劃整理事業を施行する爲復興局に倣ひ大正十三年三月二十七日東京市訓令甲第五號を以て市役所處務規程を改正し、區劃整理局を設く、區劃整理局は庶務及技術の兩分課組織となし、燒失地域六十五箇地區の内五十箇地區を施行するものなりと雖、地域廣汎に涉るを以て事業の進行に従ひ之が設計々畫に當る技術課事務の擴張を必要とし、同年六月六日處務規程を改正して之を第一施業課及第二施業課に分ち地域を分擔して施行に當らしめたり。

本事業は事業其のものゝ性質上吏員の現場勤務を必要とする關係上同年九月一日區劃整理局現場従業員勤務規程を定め、一日の勤務時間を二時間延長し公休日之を大體月二日間に減少せり、又土地區劃整理に伴ふ建物其他地上物件の調査及移轉事務を處理する關係上同年十一月八日更に工務課を設け續いて庶務課に庶務計理土地補償移轉及地籍の五掛を設置せり、斯くて施業課及工務課の現場事務に便する爲同年十二月十五日庶務課出張所四箇所を設置し、現場従業員に對する物品出納、俸給支拂、土地區劃整理委員會事務並地籍調査等の事務に當らしむることゝせり。

大正十三年三月二十七日 市廳舎

區劃整理局 同 年四月十三日 麴町區八重洲町一丁目三菱ビルディング内

同 年七月二十三日 麴町區元衛町復興局内

(同) 十四年八月十日 麴町區大手町二丁目新築廳舎

出張所名	管轄地	區所	在	地
------	-----	----	---	---

務に便する爲同年十二月十五日庶務課出張所四箇所を設置し、現場従業員に對する物品出納、俸給支拂、土地區劃整理委員會事務並地籍調査等の事務に當らしむることとせり。
 本局の所在地及庶務課各出張所の分擔地區並所在地左の如し。

區劃整理局
 大正十三年三月二十七日 市廳舍
 同 年四月十三日 麴町區八重洲町一丁目三菱ビルディング内
 同 年七月二十三日 麴町區元衛町復興局内

(同 十四年八月十日 麴町區大手町二丁目新築廳舍

出張所名	管轄地	區	所	在	地
第一出務出張所課	第四、第十八、第十九、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七	芝區今入町一五和合俱樂部内 大正十四年一月十日芝區芝口二丁目二〇 新橋ビルディング内 同 年一月二十二日芝區烏森町一四 新興ビルディング内	同	日本橋區上槇町日米ビル内(復興局東京第二出張所内に併置)	
第二出張所	第一、第二、第三、第五、第七、第八、第九、第十一、第十五	下谷區上野公園不忍池畔産業協會所有建物内 大正十四年五月十三日下谷區上車坂町三越建物内			
第三出張所	第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一	本所區相生町五丁目二、三、四(復興局東京第四出張所内に併置)			
第四出張所	第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六				

更に地下埋設物の調査整理に當らしむる爲同十四年五月二十九日土木課を設けると共に庶務課出張所を廢止し復興局に於ける制度に倣ひ、局出張所四箇所を設け分擔區域を定めたり、尙出張所には庶務、整地、移轉工事の四掛を置き復興局出張所と連絡を計る必要上所長及掛長の職務は之を復興局各出張所長及課長に囑託せり。

各出張所の分擔區域並所在地左の如し。

第七章 職制

ト

出張所名	分 擔 區 域	所 在 地
第一區劃整理出張所	麴町區の一部(第四地區、第二十三地區、赤坂區、京橋區、芝區)	元庶務課第一出張所建物 大正十四年十二月二十五日芝公園内復興局東京第一出張所内 大正十五年二月三日同所新築廳舎
第二出張所	麴町區の一部(第一乃至第三地區) 神田區の一部(神田川以南) 日本橋區	元庶務課第二出張所建物 大正十四年十二月二十七日神田區三崎町一ノ一五復興局東京第二出張所内 大正十五年七月十四日神田區駿河臺袋町一新築廳舎
第三出張所	神田區の一部(神田川以北) 本郷區、下谷區、淺草區	元庶務課第三出張所建物 大正十四年七月二十四日下谷區御徒町二ノ一六新築廳舎
第四出張所	本所區、深川區	元庶務課第四出張所建物 大正十四年十二月十日本所區元町二九復興局東京第四出張所内 大正十五年十月九日同所新築廳舎

大正十四年七月四日局長の權限に於て専ら事業施行上支障なからしむるの方針を採り局長專決處理事項を規程し、同十五年三月九日庶務課の事務分掌を改め庶務計理地籍の三掛となし、同年六月二十五日更に出張所長專決處理事項を規定し簡易なる事務は所長に於て專決處理し得るの途を開けり、之れ蓋し本事業は短期間に完成を要し且其の内容複雑なる關係に在るを以て即決處理せしめ事業促進に資せむとする趣旨に依るものにして他の局課と趣を異にする所以なり。

同年九月十日本所深川兩區に於いて新に低濕地盛土工事を施行することとなりたる結果土砂の配給其の他の關係上本局の直轄工事となし、同年十月十九日本所區相生町二丁目に土砂供給事務所を設置せり、其の後昭和二年十月三日本所區柳原町三ノ一五に移轉せり。

大正十五年十二月六日市役所處務規程改正の結果區劃整理局の事務は復興事業局に於て處理することとなり。區劃整理局新設より廢止に至る間の分課組織の變遷を示せば左の如し。

五日更に出張所長専決處理事項を規定し簡易なる事務は所長に於て専決處理し得るの途を開けり、之れ蓋し本事業は短期間に完成を要し且其の内容複雑なる關係に在るを以て即決處理せしめ事業促進に資せむとする趣旨に依るものにして他の局課と趣を異にする所以なり。

同年九月十日日本所深川兩區に於いて新に低濕地盛土工事を施行することとなりたる結果土砂の配給其の他の關係上本局の直轄工事となし、同年十月十九日本所區相生町二丁目に土砂供給事務所を設置せり、其の後昭和二年十月三日本所區柳原町三ノ一五に移轉せり。

大正十五年十二月六日市役所處務規程改正の結果區劃整理局の事務は復興事業局に於て處理するこ
ととなれり。

區劃整理局新設より廢止に至る間の分課組織の變遷を示せば左の如し。

(一) 局 設 置 (大正十三年三月二十七日)

市役所處務規程中改正 (大正十三年三月二十七日市訓令甲第五號改正)

第一條 (第一項末)

區劃整理局

庶務課

技術課

第九條 (末項)

區劃整理局

庶務課

一 局ノ機密ニ關スル事項

二 局長ノ公印及局印ノ管守ニ關スル事項

三 文書ニ關スル事項

四 豫算、決算及物品ニ關スル事項

五 其ノ他局ノ庶務ニ關スル事項

技術課

一 區劃整理ノ技術ニ關スル事項

(二) 第一 施業課設置 (技術課廢止) (大正十三年六月六日)

市役所處務規程中改正 (大正十三年六月六日市訓令甲第十六號改正)

第七章 職 制

第七章 職 制

第一章 總 則

第一條 第一項中區劃整理局ノ分課ヲ左ノ通改ム

庶務課

第一施業課

第二施業課

第二章 事務分掌

第九條 中區劃整理局ノ各課分掌事項左ノ通改ム

庶務課

一 局ノ機密ニ關スル事項

一 局長ノ公印及局印ノ管守ニ關スル事項

一 文書ニ關スル事項

一 豫算決算及物品ニ關スル事項

一 土地區劃整理並之ニ關聯スル街路及小公園用地ノ收用、買收、交換並工作物移轉料ニ關スル事項

一 街路價評定ニ關スル事項

一 換地處分ニ伴フ清算金ニ關スル事項

一 土地ノ補償金ニ關スル事項

一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

一 補償審査會ニ關スル事項

一 法定地價配當ニ關スル事項

一 換地處分ニ伴フ土地及建物登記ニ關スル事項

一 其ノ他局ノ庶務ニ關スル事項

第一施業課

一 麴町區ノ一部(第四地區)京橋區、芝區、赤坂區、本所區、深川區ニ於ケル土地區劃整理ニ伴フ左ノ事項

イ 土地ノ測量ニ關スル事項

- 一 土地ノ補償金ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 一 補償審査會ニ關スル事項
- 一 法定地價配當ニ關スル事項
- 一 換地處分ニ伴フ土地及建物登記ニ關スル事項
- 一 其ノ他局ノ庶務ニ關スル事項

第一施業課

- 一 麴町區ノ一部(第四地區) 京橋區、芝區、赤坂區、本所區、深川區ニ於ケル土地區劃整理ニ伴フ左ノ事項
 - イ 土地ノ測量ニ關スル事項
 - ロ 地籍ノ調査ニ關スル事項
 - ハ 家屋其ノ他地上物件ノ移轉處分ニ關スル事項
 - ニ 地下埋設物ノ整理ニ關スル事項
 - ホ 土地價格ノ評定ニ關スル事項
 - ヘ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - ト 地番ノ整理ニ關スル事項
 - チ 其ノ他技術ニ關スル事項

第二施業課

- 一 麴町區ノ一部(第一地區乃至第三地區) 神田區、日本橋區、本郷區、下谷區、淺草區ニ於ケル土地區劃整理ニ伴フ左ノ事項
 - イ 土地ノ測量ニ關スル事項
 - ロ 地籍ノ調査ニ關スル事項
 - ハ 家屋其ノ他地上物件ノ移轉處分ニ關スル事項
 - ニ 地下埋設物ノ整理ニ關スル事項
 - ホ 土地價格ノ評定ニ關スル事項
 - ヘ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - ト 地番ノ整理ニ關スル事項
 - チ 其ノ他技術ニ關スル事項

第七章 職 制

第七章 職 制

六四四

(三) 工務課設置

(大正十三年十一月八日)

市役所處務規程中改正

(大正十三年十一月八日市訓令甲第四十九號改正)

第一章 總 則

第一條 第一項中區劃整理局ノ分課ヲ左ノ如ク改ム

庶務課

第一施業課

第二施業課

工務課

第二章 事務分掌

第九條 區劃整理局事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

庶務課

一 機密ニ關スル事項

二 公印管守ニ關スル事項

三 文書ニ關スル事項

四 豫算、決算及物品ニ關スル事項

五 街路價評定ニ關スル事項

六 土地補償金ニ關スル事項

七 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收、交付ニ關スル事項

八 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項

九 土地區劃整理ニ伴フ工作物移轉命令並之ニ基ク損害補償金ニ關スル事項

十 區劃整理ニ伴フ工作物ノ委託移轉工事請負契約ニ關スル事項

十一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

十二 補償審査會ニ關スル事項

十三 法定地價配當ニ關スル事項

- 五 街路價評定ニ關スル事項
- 六 土地補償金ニ關スル事項
- 七 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收、交付ニ關スル事項
- 八 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項
- 九 土地區劃整理ニ伴フ工作物移轉命令並之ニ基ク損害補償金ニ關スル事項
- 十 區劃整理ニ伴フ工作物ノ委託移轉工事請負契約ニ關スル事項

- 十一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 十二 補償審査會ニ關スル事項
- 十三 法定地價配當ニ關スル事項
- 十四 換地處分ニ伴フ土地及建物登記ニ關スル事項
- 十五 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 十六 土地區劃整理施行後ニ於ケル區ノ境界及町區域ノ變更調査ニ關スル事項
- 十七 地番ノ整理ニ關スル事項
- 十八 局内他課ニ屬セサル事項

第一施業課

- 一 麴町區ノ一部(第四地區) 京橋區、赤坂區、本所區、深川區ニ於ケル土地區劃整理ニ依ル左ノ事項
 - イ 土地ノ測量ニ關スル事項
 - ロ 土地價格ノ評定ニ關スル事項
 - ハ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - ニ 地下埋設物ノ調査及移轉整理ニ關スル事項
 - ホ 其ノ他技術ニ關スル事項

第二施業課

- 一 麴町區ノ一部(第一乃至第三地區) 神田區、日本橋區、本郷區、下谷區、淺草區ニ於ケル土地區劃整理ニ依ル左ノ事項
 - イ 土地ノ測量ニ關スル事項
 - ロ 土地價格ノ評定ニ關スル事項
 - ハ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項

第七章 職 制

第七章 職制

六四六

- 一 地下埋設物ノ調査及移轉整理ニ關スル事項
- ホ 其ノ他技術ニ關スル事項

工務課

- 一 建物其ノ他地上物件ノ調査及移轉ノ設計並監督ニ關スル事項
- 二 臨時收容家屋ノ建設、管理並配給ニ關スル事項
- 三 障害物除却ニ關スル事項
- 四 地上物件ノ委託移轉工事施行ニ關スル事項
- 五 地上物件ノ移轉ニ因ル損害補償金算出ニ關スル事項
- 六 建物其ノ他地上物件ノ技術ニ關スル事項

(四) 庶務課に掛設置

(大正十三年十一月二十七日)

庶務課各掛事務分掌規程 (大正十三年十一月二十七日判決)

庶務課

- 一 人事其ノ他機密ニ關スル事項
- 一 公印ノ管守ニ關スル事項
- 一 文書ノ受發ニ關スル事項
- 一 局ノ例規ニ關スル事項
- 一 統計及報告ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 一 補償審査會ニ關スル事項
- 一 記録作成ニ關スル事項
- 一 局内ノ取締ニ關スル事項

計理掛

- 一 局内他ノ課、掛ニ屬セサル事項
- 一 豫算、決算及收支命令ニ關スル事項

- 一 局ノ例規ニ關スル事項
- 一 統計及報告ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 一 補償審査會ニ關スル事項
- 一 記録作成ニ關スル事項
- 一 局内ノ取締ニ關スル事項

計理掛

- 一 局内他ノ課、掛ニ屬セサル事項
- 一 豫算、決算及收支命令ニ關スル事項
- 一 物品ノ收納及保管ニ關スル事項
- 一 土地建物補償金ノ交付並供託ニ關スル事項
- 一 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收、交付ニ關スル事項
- 一 耕地整理法第二十五條ニ依ル供託ニ關スル事項
- 一 代執行ニ依ル費用其ノ他ノ徵收金ニ關スル事項
- 一 其ノ他局ノ計理ニ關スル事項

土地補償掛

- 一 街路價評定ニ關スル事項
- 一 土地ノ權利調査ニ關スル事項
- 一 土地補償金總額並配當金ニ關スル事項

移轉掛

- 一 土地區劃整理ニ伴フ建物其ノ他ノ工作物ノ移轉命令及豫告ニ關スル事項
- 一 建物其ノ他ノ工作物ノ移轉ニ因ル損害補償金ニ關スル事項
- 一 工作物移轉工事施行願ノ處理ニ關スル事項
- 一 委託ニ依ル工作物移轉工事ノ請負契約ニ關スル事項
- 一 移轉義務不履行ノ場合ニ於ケル代執行ノ手續ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理地區内工作物建設願ノ處理ニ關スル事項

地籍掛

第七章 職制

第七章 職 制

- 一 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 一 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理施行後ニ於ケル區ノ境界及町界並町名變更ノ調査ニ關スル事項
- 一 地番ノ整理ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理ニ伴フ土地及建物ノ登記囑託ニ關スル事項
- 一 法定地價配當ニ關スル事項

(五) 庶務課出張所設置

(大正十三年十二月十五日)

庶務課出張所名稱、管轄地區、事務分掌規程

(大正十三年十二月十五日判決)

出張所名	管 轄 地 區
第一出張所	第四、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六 (第二十七)
第二出張所	第一、第二、第三、第五、第七、第八、第九、第十一、第十五
第三出張所	第二十八、第二十九、第三十、第三十二、第三十三、第三十五、第三十七、第三十八、第三十九 第四十、第四十一、第四十二、第四十三
第四出張所	第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第五十、第五十一、第五十二、第五十三 第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十六

事務分掌

- 一 庶務ニ關スル事項
- 一 物品出納ニ關スル事項

- 一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 一 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 一 土地ノ權利調査ニ關スル事項

第四出張所	第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十六
-------	---

事務分掌

- 一 庶務ニ關スル事項
- 一 物品出納ニ關スル事項

- 一 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 一 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 一 土地ノ權利調査ニ關スル事項
- 一 建物其ノ他工作物移轉命令並移轉ニ因ル損害補償金ノ調査ニ關スル事項
- 一 工作物移轉工事施行願處理ニ關スル事項
- 一 移轉義務不履行ノ場合ニ於ケル代執行ノ手續ニ關スル事項
- 一 法定地價配當ニ關スル事項

(六) 土木課設置 (大正十四年五月二十九日)

市役所處務規程中改正 (大正十四年五月二十九日市訓令甲第二十五號改正)

第一條第一項中區劃整理局工務課ノ次ニ「土木課」ノ一課ヲ加フ
 第七條ノ二區劃整理局ニ出張所ヲ置クニ付テハ別ニ之ヲ定ム
 第九條中區劃整理局事務分掌ヲ左ノ如ク改ム

區劃整理局

庶務課

- 一 機密ニ關スル事項
- 二 公印ノ管守ニ關スル事項
- 三 文書ニ關スル事項
- 四 豫算、決算及物品ニ關スル事項
- 五 土地補償金及工作物移轉ニ因ル補償金ノ交付ニ關スル事項
- 六 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收交付ニ關スル事項
- 七 土地區劃整理ニ伴フ工作物ノ移轉又ハ除却工事請負契約ニ關スル事項

第七章 職制

第七章 職 制

六五〇

- 八 臨時收容家屋ノ建設請負契約ニ關スル事項
- 九 補償審査會ニ關スル事項
- 十 法定地價配當ニ關スル事項
- 十一 換地處分ニ伴フ土地及建物登記ニ關スル事項
- 十二 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 十三 土地區劃整理施行後ニ於ケル區ノ境界及町區域並町名ノ變更調査ニ關スル事項
- 十四 地番ノ整理ニ關スル事項
- 十五 局内他課ニ屬セサル事項

第一施業課

- 一 麴町區ノ一部第四地區及第二十三地區ノ一部 京橋區、芝區、赤坂區、本所區、深川區ニ於ケル土地區劃整理ニ依ル左ノ事項
 - イ 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
 - ロ 土地價格ノ評定ニ關スル事項
 - ハ 土地補償金ノ決定ニ關スル事項
 - ニ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - ホ 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

第二施業課

- 一 麴町區ノ一部第一乃至第三地區 神田區、日本橋區、本郷區、下谷區、淺草區ニ於ケル土地區劃整理ニ依ル左ノ事項
 - イ 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
 - ロ 土地價格ノ評定ニ關スル事項

- ハ 土地補償金ノ決定ニ關スル事項
- ニ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
- ホ 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

ホ 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
第二施業課

- 一 麴町區ノ一部(第一乃至第三地區) 神田區、日本橋區、本郷區、下谷區、淺草區ニ於ケル土地區劃整理ニ依ル左ノ事項
- イ 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
- ロ 土地價格ノ評定ニ關スル事項

- ハ 土地補償金ノ決定ニ關スル事項
- ニ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項

ホ 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

工務課

- 一 土地區劃整理ニ伴フ工作物(地下埋設物及之ニ準スル工作物ヲ除ク)ノ調査及移轉、移轉工事ノ施行、移轉ニ因ル損害補償金ノ決定ニ關スル事項

二 臨時收容家屋ノ建設、管理並配給ニ關スル事項

三 障害物除却ニ關スル事項

四 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項

土木課

一 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ調査及移轉整理ノ計畫ニ關スル事項

二 換地豫定地ノ工事ニ關スル事項

第二十五條ノ二 本章ノ規程ヲ適用シ難キモノニ付テハ別ニ之ヲ定ム

(七) 局出張所設置

(大正十四年五月二十九日)

局出張所處務規程

(大正十四年五月二十九日市訓令甲第二十六號)

第一條 區劃整理局ニ左ノ出張所ヲ置ク

第一出張所

第二出張所

第三出張所

第四出張所

第二條 出張所ハ左ノ區域内ニ於ケル土地區劃整理事業ノ施行ニ關スル事務ヲ分掌ス

第七章 職

制

第七章 職制

六五二

第一出張所 麴町區ノ一部第四地區及第二十三地區ノ一部(京橋區、芝區、赤坂區)

第二出張所 麴町區ノ一部第一乃至第三地區(神田區ノ一部(神田川以南) 日本橋區)

第三出張所 神田區ノ一部(神田川以北) 本郷區、下谷區、淺草區

第四出張所 本所區、深川區

第三條 各出張所ニ左ノ四掛ヲ置ク

庶務掛

整地掛

移轉掛

工事掛

第四條 所ニ所長、掛ニ掛長ヲ置ク

所長ハ所務ヲ處理シ所員ヲ指導監督ス

掛長ハ所長ノ命ヲ承ケ其ノ掛ノ分掌事務ヲ處理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第五條 所員事務ノ分掌ハ其ノ所長ノ定ムル所ニ依ル

第六條 所長故障アルトキハ主管事務ニ付掛長之ヲ代理ス 掛長故障アルトキハ次席者之ヲ代理ス

第七條 各掛ノ分掌事務左ノ如シ

庶務掛

一 人事ニ關スル事項

二 公印ノ管守ニ關スル事項

三 文書ニ關スル事項

四 例規、統計及報告ニ關スル事項

五 所内取締ニ關スル事項

六 物品ノ出納其ノ他計理ニ關スル事項

七 他ノ掛ニ屬セサル事項

整地掛

一 土地ノ調査及測量ニ關スル事項

庶務掛

- 一 人事ニ關スル事項
- 二 公印ノ管守ニ關スル事項
- 三 文書ニ關スル事項
- 四 例規、統計及報告ニ關スル事項
- 五 所内取締ニ關スル事項

整地掛

- 六 物品ノ出納其ノ他計理ニ關スル事項
 - 七 他ノ掛ニ屬セサル事項
- 一 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
 - 二 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - 三 土地ノ評價及地價ノ配當ニ關スル事項
 - 四 土地ノ補償ニ關スル事項
 - 五 地番整理ニ關スル事項
 - 六 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

移轉掛

- 一 工作物(工事掛)主管ニ屬スルモノヲ除ク、以下同) 移轉命令ニ關スル事項
- 二 工作物ノ移轉工事施行ニ關スル事項
- 三 工作物ノ補償金ニ關スル事項
- 四 障害物除却ニ關スル事項
- 五 臨時收容家屋ノ配給及管理ニ關スル事項
- 六 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項

工事掛

- 一 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ整理ニ關スル事項
- 二 換地豫定地ノ工事ニ關スル事項

(八) 庶務課各掛事務分掌改正 (大正十五年三月九日)

庶務課掛事務分掌規程 (大正十五年三月九日改正)

第七章 職制

第七章 職 制

庶務掛

- 一 人事其ノ他機密ニ關スル事項
- 一 公印ノ管守ニ關スル事項
- 一 文書ノ收受、發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 一 提案文書ノ審査ニ關スル事項
- 一 局ノ例規ニ關スル事項
- 一 統計及報告ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理事業ノ記錄作成ニ關スル事項
- 一 補償審査會ニ關スル事項
- 一 青寫眞ノ製作ニ關スル事項
- 一 局内ノ取締ニ關スル事項
- 一 局内他ノ課、掛ニ屬セサル事項

計理掛

- 一 豫算、決算及收支命令ニ關スル事項
- 一 物品(材料ヲ含ム)ノ出納及保管ニ關スル事項
- 一 區劃整理事業所屬乗用自動車ノ管理ニ關スル事項
- 一 建物其ノ他ノ工作物ノ移轉、除却等ニ因ル補償金若ハ移轉料並土地補償金ノ交付ニ關スル事項
- 一 耕地整理法第二十五條ニ依ル供託ニ關スル事項
- 一 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收、交付ニ關スル事項
- 一 代執行ニ因ル費用其ノ他ノ徵收金ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理ニ伴フ工作物ノ移轉又ハ除却、工事及換地豫定地ノ工事請負契約ニ關スル事項

- 一 臨時收容家屋ノ建設請負契約ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理事業ニ關シ廣告、物件ノ借入、修繕又ハ物品ノ購入、運送、勞力及動力其ノ他ノ供給契約ニ關スル事項

- 一 區劃整理事業所屬乘用自動車ノ管理ニ關スル事項
- 一 建物其ノ他ノ工作物ノ移轉、除却等ニ因ル補償金若ハ移轉料並土地補償金ノ交付ニ關スル事項
- 一 耕地整理法第二十五條ニ依ル供託ニ關スル事項
- 一 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收、交付ニ關スル事項
- 一 代執行ニ因ル費用其ノ他ノ徵收金ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理ニ伴フ工作物ノ移轉又ハ除却、工事及換地豫定地ノ工事請負契約ニ關スル事項

- 一 臨時收容家屋ノ建設請負契約ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理事業ニ關シ廣告、物件ノ借入、修繕又ハ物品ノ購入、運送、勞力及動力其ノ他ノ供給契約ニ關スル事項
- 一 不用品ノ賣却ニ關スル事項
- 一 給仕、小使ノ取締ニ關スル事項
- 一 局内電話ノ管理ニ關スル事項
- 一 其ノ他局ノ計理ニ關スル事項

地籍掛

- 一 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 一 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理後ニ於ケル區ノ境界及町界並町名變更ノ調査ニ關スル事項
- 一 地番ノ整理ニ關スル事項
- 一 土地區劃整理ニ伴フ土地及建物ノ登記ニ關スル事項
- 一 法定地價配當ニ關スル事項

(九) 現場從業員勤務規程 (大正十三年九月一日)

區劃整理局現場從事員勤務規程

(大正十三年九月一日市訓令甲第三十五號)

第一條 現場從事員ノ勤務ハ本規程ニ依ル

第二條 勤務時間左ノ如シ

自 三月一日至十月末日 自午前七時至午後五時

自十一月一日至二月末日 自午前七時三十分至午後四時三十分

前項ノ時限ハ事務ノ都合ニ依リ局長之ヲ伸縮スルコトヲ得

第七章 職制

第七章 職制

六五六

第三條 公休日ハ左ノ如シ

一 一月一日、二日、三日、十二月三十日、三十一日

二 一月、十二月ハ前號ニ定ムルモノ、外各一日

三 二月乃至十一月ハ大祭日、祝日ヲ通シ毎月二日

前項第二號第三號ノ休日ハ局長隨時之ヲ定ム

第一項ノ休暇日ト雖事務ノ都合ニ依リ局長ニ於テ出勤ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ休暇日ニ出勤ヲ命シタルトキハ、其ノ後三十日以内ニ局長ニ於テ事務ニ差支ナキ限り休暇ヲ與フルコトヲ得

附則

第四條 本規程ハ大正十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

(十) 區劃整理局長專決事項 (大正十四年七月四日判決)

一 特別都市計畫法第六條及第八條ニ依ル補償金ニ關スル原案ヲ決定シ之ヲ補償審査會ニ附議シテ其ノ決定ヲ求ムルコト

一 耕地整理法第二十七條ニ依ル補償金ヲ決定スルコト

一 直轄施行ニ關スル建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ移轉契約ヲ爲シ竝之ニ伴フ移轉料ヲ決定スルコト

一 補償審査會ノ決定ヲ要セサル建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ移轉料ヲ決定スルコト

一 建物其ノ他ノ工作物ヲ移轉命令ヲ發セスシテ其ノ所有者ト協議ノ上移轉セシムル場合ニ於テ其ノ移轉ニ關スル契約ヲナスコト

一 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ移轉整理ニ關シ各事業者及所有者ト工事施行竝補償金額ノ協定ヲ爲スコト

一 登記ノ申請又ハ囑託ヲ爲スコト

一 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ヲ爲スコト

(十一) 出張所長專決處理事項

(大正十五年六月二十五日判決)

第一條 所長ハ左ノ事項ヲ專決處理スルコトヲ得

一 部下職員ノ請假ヲ許否シ又ハ除服出仕ヲ命スルコト

- 一 補償審査會ノ決定ヲ要セサル建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ移轉料ヲ決定スルコト
- 一 建物其ノ他ノ工作物ヲ移轉命令ヲ發セスシテ其ノ所有者ト協議ノ上移轉セシムル場合ニ於テ其ノ移轉ニ關スル契約ヲナスコト
- 一 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ移轉整理ニ關シ各事業者及所有者ト工事施行並補償金額ノ協定ヲ爲スコト
- 一 登記ノ申請又ハ囑託ヲ爲スコト
- 一 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ヲ爲スコト

(七) 出張所長專決處理事項

(大正十五年六月二十五日判決)

第一條 所長ハ左ノ事項ヲ專決處理スルコトヲ得

- 一 部下職員ノ請假ヲ許否シ又ハ除服出仕ヲ命スルコト
- 二 日給二圓五十錢未滿ノ傭人ヲ命免スルコト
- 三 部下職員ノ市及隣接町村内ニ出張ヲ命スルコト
- 四 決裁ヲ經タル工事ノ設計中些少ノ變更ヲ爲スコト
- 五 特別都市計畫法第六條ノ移轉命令及移轉命令ノ豫告占有者ニ對スル豫告ヲ含ムヲ爲スコト
- 六 土地所有者及占有者ニ對スル換地豫定地ノ通知ヲ爲スコト
- 七 土地區劃整理委員會ニ附議スヘキ諮問案ヲ決定シ並委員會ヲ招集スルコト
- 八 配付シタル臨時收容家屋ヲ管理スルコト
- 九 臨時收容家屋ニ要スル電燈、給水又ハ尿尿ノ汲取ニ關シ當業者ト契約ヲ爲シ又ハ事業者ニ之ヲ請求スルコト
- 十 臨時收容家屋ヲ移動スル爲之ヲ請負ニ付スル場合ニ於テ豫定金額五百圓ヲ超エサルモノ、請負契約ヲ爲スコト
- 十一 地下埋設物及之ニ準スル工作物中私有管線ノ整理ニ關シ事業者及所有者ト工事施行ノ協定ヲ爲スコト
- 十二 耕地整理法第七條ノ土地占有者ニ對スル通知及公告ヲ爲スコト
- 十三 耕地整理法第三十五條ノ書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於ケル公告ヲ爲スコト
- 十四 土地區劃整理地區内ニ於ケル工作物ノ築造ニ關シ左ノ處理ヲ爲スコト
 - (一) 假設建築物築造願書ヲ區役所ヨリ送付ヲ受ケ又ハ直接之ヲ受理シ區劃整理施行上支障ノ有無ニ關スル意見ヲ添へ東京府廳ニ送付スルコト
 - (二) 本建築願ニ關シ警視廳ヨリ照會アリタルトキハ區劃整理施行上支障ノ有無ヲ回答スルコト

- (三) 本建築造成ニ關シ建築主ヨリ照會アリタルトキハ區劃整理施行上支障ノ有無ヲ回答スルコト
- (四) 土地ノ形質變更其ノ他建築物以外ノ工作物(地下埋設物及之ニ準スル工作物ヲ除ク)ニ就テハ假設建築物ノ例ニ準スルコト

十五 土地區劃整理施行地區内土地面積誤謬訂正願ノ許否ヲ決定スルコト

第二條 前條第七號ノ場合ニ於テハ豫メ諮問ニ關スル一件書類ヲ具シ區劃整理局長ニ稟伺スヘシ

第三條 所長ハ其ノ專決處理シ得ル事項ト雖重要ナリト認ムルモノ又ハ異例ニ屬スルモノハ特ニ區劃整理局長ニ稟伺スヘシ

第四條 所長ハ其ノ專決處理シ得ル事項ト雖他ノ出張所ニ關涉スルモノニ在リテハ之ニ協議シ若シ意見一致セサルトキハ區劃整理局長ニ申出テ其ノ指揮ヲ求ムヘシ

第五條 所長ハ第一條第二號乃至第五號、第九號乃至第十一號ノ事項ヲ處理シタルトキハ其ノ都度之ヲ區劃整理局長ニ報告スヘシ但シ第一條第三號中市内ニ出張ヲ命シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(參照)

第一 區劃整理局分課組織沿革表

區劃		自大正三、三、七 至大正三、六、五	自大正三、六、六 至大正三、二、七	自大正三、二、八 至大正三、二、六	自大正三、二、七 至大正三、二、四	自大正三、二、五 至大正四、五、二	自大正四、五、三 至大正五、三、八	自大正五、三、九 至大正五、三、六 (廢止)
庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課	庶務課
地籍掛	移轉掛	土地補償掛	計理掛	庶務掛	地籍掛	移轉掛	土地補償掛	計理掛
第一出張所	第二出張所	第三出張所	第四出張所					

整	技術課	第一施業課	第二施業課
理	第一施業課	第二施業課	第一施業課
工	第一施業課	第二施業課	第一施業課
務	第一施業課	第二施業課	第一施業課
課	第一施業課	第二施業課	第一施業課
工	第一施業課	第二施業課	第一施業課
務	第一施業課	第二施業課	第一施業課
課	第一施業課	第二施業課	第一施業課
工	第一施業課	第二施業課	第一施業課
務	第一施業課	第二施業課	第一施業課
課	第一施業課	第二施業課	第一施業課

至大正三、六、五至大正三、二、七			
至大正三、二、六			
至大正三、三、三、四			
至大正四、五、六			
至大正五、三、八			
至大正五、三、六 (廢止)			

局 理 整		技 術 課	
工 務 課	工 務 課	第一施業課	第一施業課
		第二施業課	第二施業課
工 務 課	工 務 課	第一施業課	第一施業課
		第二施業課	第二施業課
土 木 課	土 木 課	第一施業課	第一施業課
		第二施業課	第二施業課
土 木 課	土 木 課	第一施業課	第一施業課
		第二施業課	第二施業課

第二 區劃整理局掛長以上の職員

(一) 本 局

區劃整理局長 (大正一三、一三、二七設置)
(大正一五、一五、六廢止)

庶務課長 (大正一三、一三、二七設置)
(大正一五、一五、六廢止) 技 師 月 田 藤 三 郎

主 事 松 尾 儀 一

主 事 (缺 員) 石 原 市 三 郎

主 事 喜 多 村 開 藏

第七章 職 制

ト

第七章 職制

計理掛長

(大正一五、一一、二七設置
大正一五、一一、二七廢止)

自大正一四、一九、一〇
主事

喜多村開藏兼務

自大正一四、一九、一〇
主事

鎗田重

地籍掛長

(大正一五、一一、二七設置
大正一五、一一、二七廢止)

自大正一三、一一、二七
主事

清水清茂

補償掛長

(大正一五、三、二七設置
大正一五、三、二七廢止)

自大正一三、一一、二七
主事

清水清茂兼務

移轉掛長

(大正一五、三、二七設置
大正一五、三、二七廢止)

自大正一四、五一、二九
主事

高橋勝三郎

技術課長

(大正一三、六、二七設置
大正一三、六、二七廢止)

自大正一三、三三、二七
主事

(缺員)

第二施業課長

(大正一五、一六、六設置
大正一五、一六、六廢止)

自大正一三、六四、六一
主事

月田藤三郎事務取扱兼務

自大正一五、一六、六六
主事

寺田六郎

第一施業課長

(大正一五、一六、六設置
大正一五、一六、六廢止)

自大正一三、九六、二六
主事

技師寺田六郎兼務

(缺員)

自大正一三、三、三一	至大正一三、三、三一		
自大正一三、三、三一	至大正一三、三、三一	技師	月田藤三郎 事務取扱兼務
自大正一三、三、三一	至大正一三、三、三一	技師	
自大正一五、三、六	至大正一五、三、六	技師	寺田六郎

第二施業課長 (大正一五、三、一六、六設置)

第一施業課長 (大正一五、三、一六、六設置)

自大正一五、三、一六、六

技師

寺田六郎

自大正一三、三、九、二六

技師

寺田六郎 兼務

自大正一三、三、九、二六

技師

宮川波衛

工務課長 (大正一五、三、一六、六設置)

自大正一五、三、一六、六

技師

前田長久 事務取扱

自大正一四、一、二、二八

技師

中村琢治郎

自大正一四、一、二、二八

技師

寺田六郎 兼務

土木課長 (大正一五、四、一、二、二九設置)

自大正一四、一、二、二九

技師

寺田六郎 兼務

(二) 出張所

(1) 第一出張所

所長 (大正一四、一、二、二九設置)

自大正一四、九、一〇

復興局第一出張所長

山田博愛 事務嘱託

自大正一四、七、二〇

同

山口安憲 同

自大正一五、一、二、二六

同

大西一郎 同

庶務掛長 (大正一四、一、二、二九設置)

第七章 職制

第七章 職制

整地掛長 (大正一四、一五、二九
一五、二九設置)
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 庶務課長 大野定男 同

移轉掛長 (大正一四、一五、二九
一五、二九設置)
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 整地課長 恒田嘉文 同

工事掛長 (大正一四、一五、二九
一五、二九設置)
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 移轉課長 內藤熙 同

所
(口) 第二出張所
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 工事課長 岩井芳通 同

所
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
復興局第二出張所長 茂庭忠次郎 事務囑託

庶務掛長 (大正一四、一五、二九
一五、二九設置)
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 庶務課長 小泉賢治郎 同

整地掛長 (大正一四、一五、二九
一五、二九設置)
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 整地課長 新納靖 同

移轉掛長 (大正一四、一五、二九
一五、二九設置)
自大正一四、一五、二九
至大正一五、二九
同 所 整地課長 新納靖 同

庶務掛長	(大正一四、一五、二九設置)	自大正一四、一五、二九	同	復興局第二出張所長	茂庭忠次郎	事務囑託
整地掛長	(大正一四、一五、二九設置)	自大正一四、一五、二九	同	所 庶務課長	小泉賢治郎	同

移轉掛長	(大正一四、一五、二九設置)	自大正一四、一五、二九	同	所 整地課長	新納靖	同

工事掛長	(大正一四、一五、二九設置)	自大正一四、一五、二九	同	所 移轉課長	西村輝一	同

所長	(大正一四、一五、二九設置)	自大正一四、一五、二九	同	所 工事課長	衣斐清	同

(八) 第三出張所

所長 (大正一四、一五、二九設置)

復興局第三出張所長	神保金衛	事務囑託
-----------	------	------

庶務掛長	(大正一四、一五、二九設置)	自大正一四、一五、二九	同	池邊稻生	同
------	----------------	-------------	---	------	---

所 庶務課長	鈴木榮一郎	同
--------	-------	---

同	萱場軍藏	同
---	------	---

同	平山泰	同
---	-----	---

第七章 職制

整地掛長 (大正一四、一五、二九設置
大正一五、一六廢止)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

同 所 整地課長 稻光 恃同

移轉掛長 (大正一四、一五、二九設置
大正一五、一六廢止)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

同 所 移轉課長 鈴木榮一郎同

工事掛長 (大正一四、一五、二九設置
大正一五、一六廢止)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

同 所 工事課長 安東 功同

自大正一五、一六
至大正一五、一六

同 森四郎同

(二) 第四出張所

所 長 (大正一四、一五、二九設置
大正一五、一六廢止)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

復興局第四出張所長 池邊 稻生事務囑託

自大正一五、一六
至大正一五、一六

同 衣斐清香同

庶務掛長 (大正一四、一五、二九設置
大正一五、一六廢止)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

(缺員)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

同 所 庶務課長 關口七郎同

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

同 竹田武男同

整地掛長 (大正一四、一五、二九設置
大正一五、一六廢止)

自大正一四、一五、二九
至大正一五、一六

同 所 整地課長 世間瀨千代松同

庶務掛長 (大正一四、一五、二九設置)
至大正一五、二九
至大正一四、一五、二九
至大正一四、一五、二九

(缺員)

至大正一四、一五、二九
至大正一四、一五、二九
至大正一四、一五、二九
同 所 庶務課長 關口七郎同
同 竹田武男同

整地掛長 (大正一四、一五、二九設置)
至大正一五、二九
至大正一四、一五、二九

至大正一四、一五、二九
至大正一四、一五、二九
同 所 整地課長 世間瀬千代松同
同 大藤直哉同

移轉掛長 (大正一四、一五、二九設置)
至大正一五、二九
至大正一四、一五、二九

至大正一四、一五、二九
至大正一四、一五、二九
同 所 移轉課長 中原順平同

工事掛長 (大正一四、一五、二九設置)
至大正一五、二九
至大正一四、一五、二九

至大正一四、一五、二九
至大正一四、一五、二九
同 所 工事課長 江木貴一郎同
同 川地陽一同
同 宮崎正夫同

第三節 復興總務部

帝都復興事業は其の内容に於て各種の事業を網羅し國市亦其の分擔を異にし事業の状態に依り各規格方針を異にする關係上相互事業間の緩急に應じ不斷の連絡を圖るを要すと雖、市は又其の執行に係る幾多の事業に對し更に之を關係事業局課に分屬執行せしむる關係上往々事務の連絡を缺き齟齬を來す場合なきに非ず、斯ては本事業の圓滑なる速成を期する所以に非ざるを以て、此の見地より大正十三年十一月十四日復興總務部を設置し事業の連絡統一及督勵の任に當らしむる機關とせり、而して從來庶務課に屬せし都市計畫事務を之に移し、同年十二月五日各掛分掌事項を定め、同月八日第一乃至

第五掛を設置し、大正十四年八月四日從來の第四掛を廢し其の分掌事務を第二第三兩掛に移し、第五掛を第四掛に改めたり、而して漸次事業の進展を見るに及び、大正十五年十二月六日市役所處務規程改正に依り復興總務部及區劃整理局の事務は區劃整理局の事務と共に復興事業局に於て處理することゝなれり。

(一) 復興總務部設置

(大正十三年十一月十四日)

東京市復興總務部處務規程

(大正十三年十一月十四日市訓令甲第五十一號)

第一條 復興總務部ハ左ニ掲クル事務ヲ掌ル

一 都市計畫ニ關スル事項

二 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項

三 復興委員會ニ關スル事項

第二條 復興總務部ニ左ノ職員ヲ置ク

部 長
幹 事
主 事
技 師
技 務
手 員

部長ハ助役ノ中ヨリ之ヲ命ス市長ノ命ヲ承ケ部務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス幹事ハ市職員中ヨリ之ヲ命ス部長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
主事ハ上司ノ命ヲ受ケ部務ヲ掌ル
技師ハ上司ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル

事務員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第三條 復興總務部長ハ部務ニ關シ關係局課ノ職員ヲ招集シテ會議ヲ開クコトヲ得

技 事
手 務
員

部長ハ助役ノ中ヨリ之ヲ命ス市長ノ命ヲ承ケ部務ヲ統理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス幹事ハ市職員中ヨリ之ヲ命ス部長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
主事ハ上司ノ命ヲ受ケ部務ヲ掌ル
技師ハ上司ノ命ヲ受ケ技術ヲ掌ル

事務員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

技手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第三條 復興總務部長ハ部務ニ關シ關係局課ノ職員ヲ招集シテ會議ヲ開クコトヲ得

復興總務部長ハ前項ノ外都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關シ關係局課長ト商議ヲ遂ケ其ノ促進上必要ナル措置ヲ講スヘシ

第四條 庶務課長ハ都市計畫事業及復興事業ニ關シ重要ナル文書ヲ受付ケタルトキハ直ニ復興總務部長ニ其ノ要領ヲ通報スヘシ

第五條 都市計畫事業及復興事業ニ關スル事件ニシテ數箇ノ局課ニ關聯スルモノハ復興總務部ノ主管ト爲スコトヲ得

第六條 都市計畫事業及復興事業ニ關スル事案ハ復興總務部ニ合議スヘシ 但シ其ノ輕易ナルモノハ合議ヲ省略スルコトヲ得

第七條 本規程ニ定ムルモノ、外東京市役所處務規程ヲ準用ス 但シ其ノ準用ニ付テハ復興總務部、部長、幹事ハ之ヲ局、局長、課長ト看做ス

(二) 第一掛乃至第五掛の設置

復興總務部各掛分掌事項 (大正十三年十二月五日)

(大正十三年十二月五日判決)

第一掛

- 一 文書ノ受發ニ關スル事項
- 一 部ノ例規ニ關スル事項
- 一 人事及給與ニ關スル事項
- 一 公印ノ管守ニ關スル事項
- 一 豫算決算及收支命令ニ關スル事項
- 一 物品ノ出納ニ關スル事項

第七章 職 制

第七章 職 制

六六八

- 一 統計及報告ニ關スル事項
- 一 復興委員會其ノ他會議ニ關スル事項
- 一 都市計畫及都市計畫事業ニ關スル事項
- 一 他ノ掛ニ屬セサル事項

第二掛

- 一 區劃整理、公園、學校、街路、運河及橋梁ニ關スル事項

第三掛

- 一 上下水道、市場衛生施設及社會事業ニ關スル事項

第四掛

- 一 電氣事業ニ關スル事項
- 一 都市計畫事業ノ收入ニ關スル事項

第五掛

- 一 部ノ技術ニ關スル事項
- 一 地下埋設物等ノ整理ニ關スル事項

(三) 各掛の變更 (大正十四年八月四日)

復興總務部各掛分掌事項

(大正十四年八月四日判決)

第一掛

- 一 文書ノ受發ニ關スル事項
- 一 部ノ例規ニ關スル事項
- 一 人事及給與ニ關スル事項
- 一 公印ノ管守ニ關スル事項
- 一 豫算決算及收支命令ニ關スル事項

- 一 物品ノ出納ニ關スル事項

- 一 統計及報告ニ關スル事項

- 一 復興委員會ニ關スル事項

第一掛

- 一 文書ノ受發ニ關スル事項
- 一 部ノ例規ニ關スル事項
- 一 人事及給與ニ關スル事項
- 一 公印ノ管守ニ關スル事項
- 一 豫算決算及收支命令ニ關スル事項

第二掛

- 一 物品ノ出納ニ關スル事項
- 一 統計及報告ニ關スル事項
- 一 復興委員會ニ關スル事項
- 一 都市計畫及都市計畫事業ニ關スル事項
- 一 他ノ掛ニ屬セサル事項

第三掛

- 一 區劃整理、公園、學校、街路、運河、橋梁及電氣事業ニ關スル事項
- 一 上下水道、市場、衛生施設及社會事業ニ關スル事項
- 一 都市計畫事業ノ收入ニ關スル事項

第四掛

- 一 部ノ技術ニ關スル事項
- 一 地下埋設物等ノ整理ニ關スル事項

(四) 復興總務部廢止 (大正十五年十二月六日)

復興總務部處務規程廢止

(大正十五年十二月六日市訓令甲第五十五號)

東京市復興總務部處務規程ハ大正十五年十二月六日限り之ヲ廢止ス

(參照)

復興總務部掛長以上の職員

部

長

(大正一三、一一、一四設置
大正一五、一一、一六廢止)

自大正一三、一一、一四
至大正一五、一一、一八

助

役

田

澤

義

鋪

兼務

第七章 職制

第二掛長

(右)

同(右)

同

自大正一三、二、二九	事務員	船津新四郎
自大正一四、六、三〇	主事	同
自大正一四、八、四〇	同	同
自大正一四、八、二四	同	同
自大正一五、六、二四	同	小牧三百吉
自大正一五、一、二六	同	同

第三掛長

(右)

同(右)

同

自大正一三、二、二八	事務員	郡山貞次郎
自大正一四、八、四〇	同	同
自大正一四、八、二四	同	同
自大正一五、六、二四	同	同
自大正一五、一、二六	同	同

第四掛長

(右)

同(右)

同

自大正一三、二、一八	電氣局經理	杉田安靜兼務
自大正一四、八、一	同	同
自大正一四、八、二四	同	同
自大正一五、一、二六	同	同
自大正一五、一、二六	同	同

第五掛長

(右)

同

自大正一三、二、一八	技師	石原憲治
自大正一四、八、一	同	同
自大正一四、八、二四	同	同
自大正一五、一、二六	同	同
自大正一五、一、二六	同	同

第四節 復興事業局

大正十五年十二月六日市役所處務規程改正の結果區劃整理局及復興總務部の事務は之を復興事業局に於て處理することとなりしが職務權限に於て擴張せし外事業内容に於ては従前と異なる事なく復興事業局は之を庶務課施設課及工事課の三分課となし、庶務課に庶務掛計理掛、工事課に移轉掛工事掛を置きたり、尙出張所四箇所を設けたりと雖、之亦區劃整理局に於ける出張所と異なる所なく、従前の掛を課に改め、庶務整地移轉及工事の四課に分ち所長及課長の職務は従前と同じく之を復興局に於ける出張所長及課長に囑託せり、之れ相互の連絡上便宜なるに由れり。

而して又本事業の性質に鑑み、局長專決處理事項及出張所長專決處理事項を制定し、區劃整理局時代に比し特に出張所長の權限を擴張したるは本事業をして一層の促進を期し事業執行上支障なからしむるの意に出でたるものにして又一面事務の煩瑣を避けしめ適法なる即決處理の途を拓きたるものなり。

第七章 職制

昭和三年八月四日市役所處務規程を改正し、復興事業局分掌事務中庶務課所屬の法定地價配當ニ關スル事項其の他三項を整地課に移したる外、事業の實績に鑑み他の課の事務も亦改廢する所あり、之に従ひ同年八月二十七日庶務課並工事課に於ける事務分掌を改廢すると共に新に施業課に整地掛及清算掛を設置したり。

出張所中第三出張所は其の事業殆ど終了したるに依り殘務を第二出張所に引繼ぎ昭和四年十一月三十日之を廢止し、同五年三月三十一日を以て復興事業局及他の出張所を廢止せり、然れども其の事務は同時に新設したる都市計畫課及區劃整理課に於て處理することゝなれり。

復興事業局設置より廢止に至る迄の間に於ける分課の變遷を示せば左の如し。

(一) 復興事業局設置 (大正十五年十二月六日)

市役所處務規程中改正抄 (大正十五年十二月六日市訓令甲第五十四號改正)

第一條 (第一項末)

復興事業局

庶務課

施業課

工事課

第十條 (土木局ノ次)

復興事業局

庶務課

一 復興豫算ニ關スル事項

二 都市計畫ニ關スル事項

三 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項

四 所管事業ニ屬スル器具、機械、自動車ノ管理ニ關スル事項

五 土地補償金及移轉補償金ノ交付ニ關スル事項

六 土地補償金及移轉補償金ノ清算ニ關スル事項

工 事 課

第十條 (土木局ノ次)

復興事業局

庶務課

- 一 復興豫算ニ關スル事項
- 二 都市計畫ニ關スル事項

- 三 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項
- 四 所管事業ニ屬スル器具、機械、自動車ノ管理ニ關スル事項
- 五 土地補償金及移轉補償金ノ交付ニ關スル事項
- 六 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收交付ニ關スル事項
- 七 臨時收容家屋ニ關スル事項
- 八 補償審査會ニ關スル事項
- 九 法定地價配當ニ關スル事項
- 十 換地處分ニ伴フ土地及建物登記ニ關スル事項
- 十一 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 十二 土地區劃整理施行後ニ於ケル區ノ境界、町界、町名、地番ニ關スル事項
- 十三 局内他課ノ主管ニ屬セサル事項

施 業 課

- 一 土地區劃整理施行ニ關スル左ノ事項
 - イ 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
 - ロ 土地ノ評價ニ關スル事項
 - ハ 土地補償金ノ決定ニ關スル事項
 - ニ 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - ホ 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

工 事 課

- 一 土地區劃整理ニ伴フ建物其ノ他ノ工作物ノ移轉ニ關スル事項
- 二 障害物除却ニ關スル事項
- 三 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ調査及移轉整理ノ計畫ニ關スル事項

第七章 職 制

第七章 職 制

六七四

四 換地豫定地ノ工事ニ關スル事項
五 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項
を加へ、區劃整理局以下其ノ關係事務分掌を削る

(二) 出張所設置 (大正十五年十二月六日)

復興事業局出張所處務規程

(大正十五年十二月六日市訓令甲第五十八號)

第一條 復興事業局ニ左ノ出張所ヲ置ク

第一出張所

第二出張所

第三出張所

第四出張所

第二條 出張所ハ左ノ區域内ニ於ケル土地區劃整理事業ノ施行ニ關スル事務ヲ分掌ス

第一出張所 麴町區ノ一部(第四地區及第二十三地區ノ一部) 京橋區、芝區、赤坂區

第二出張所 麴町區ノ一部(第一乃至第三地區) 神田區ノ一部(神田川以南) 日本橋區

第三出張所 神田區ノ一部(神田川以北) 本郷區、下谷區、淺草區

第四出張所 本所區、深川區

第三條 各出張所ニ左ノ四課ヲ置ク

庶務課

整地課

移轉課

工事課

第四條 所ニ所長、課ニ課長ヲ置ク

所長ハ所務ヲ處理シ所員ヲ指揮監督ス

課長ハ所長ノ命ヲ受ケ其ノ課ノ分掌事務ヲ處理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第五條 所員事務ノ分掌ハ其ノ所長ノ定ムル所ニ依ル

第六條 所長故障アルトキハ主管事務ニ付キ課長之ヲ代理ス課長故障アルトキハ次席者之ヲ代理ス

第七條 各課ノ分掌事務左ノ如シ

第三條 各出張所ニ左ノ四課ヲ置ク

庶務課

整地課

移轉課

工事課

第四條 所ニ所長、課ニ課長ヲ置ク

所長ハ所務ヲ處理シ所員ヲ指揮監督ス

課長ハ所長ノ命ヲ受ケ其ノ課ノ分掌事務ヲ處理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第五條 所員事務ノ分掌ハ其ノ所長ノ定ムル所ニ依ル

第六條 所長故障アルトキハ主管事務ニ付キ課長之ヲ代理ス課長故障アルトキハ次席者之ヲ代理ス

第七條 各課ノ分掌事務左ノ如シ

庶務課

一 人事ニ關スル事項

二 公印ノ管守ニ關スル事項

三 文書ニ關スル事項

四 例規、統計及報告ニ關スル事項

五 所内取締ニ關スル事項

六 物品ノ出納其ノ他計理ニ關スル事項

七 他ノ課ニ屬セサル事項

整地課

一 土地ノ調査及測量ニ關スル事項

二 換地ノ設計及處分ニ關スル事項

三 土地ノ評價及地價ノ配當ニ關スル事項

四 土地ノ補償ニ關スル事項

五 地番整理ニ關スル事項

六 土地區劃整理委員會ニ關スル事項

移轉課

一 工作物(工事)課主管ニ屬スルモノヲ除ク、以下同移轉命令ニ關スル事項

二 工作物ノ移轉工事施行ニ關スル事項

第七章 職制

第七章 職 制

六七六

- 三 工作物ノ補償金ニ關スル事項
 - 四 障害物除却ニ關スル事項
 - 五 臨時收容家屋ノ配給及管理ニ關スル事項
 - 六 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項
- 工 事 課
- 一 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ整理ニ關スル事項
 - 二 換地豫定地ノ工事ニ關スル事項

(三) 庶務課及工事課に掛設置

復興事業局庶務課及工事課各掛分掌事項 (大正十五年十二月十日判決)

庶務課

庶務掛

- 一 人事其ノ他機密ニ關スル事項
- 二 公印ノ管守ニ關スル事項
- 三 文書ノ收受發送、編纂及保存ニ關スル事項
- 四 提案文書ノ審査ニ關スル事項
- 五 局ノ例規ニ關スル事項
- 六 統計及報告ニ關スル事項
- 七 都市計畫ニ關スル事項
- 八 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項
- 九 土地區劃整理事業ノ記録作成ニ關スル事項
- 一〇 補償審査會ニ關スル事項
- 一一 地籍ノ調査ニ關スル事項

- 一二 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ニ關スル事項
- 一三 土地區劃整理後ニ於ケル區ノ境界、町界、町名地番ニ關スル事項
- 一四 土地區劃整理ニ伴フ土地及建物ノ登記ニ關スル事項
- 一五 法定地質記當ニ關スル事項

- 五 局ノ規程ニ關スル事項
- 六 統計及報告ニ關スル事項
- 七 都市計畫ニ關スル事項
- 八 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項
- 九 土地區劃整理事業ノ記録作成ニ關スル事項
- 一〇 補償審査會ニ關スル事項
- 一一 地籍ノ調査ニ關スル事項

- 一二 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ニ關スル事項
- 一三 土地區劃整理後ニ於ケル區ノ境界、町界、町名地番ニ關スル事項
- 一四 土地區劃整理ニ伴フ土地及建物ノ登記ニ關スル事項
- 一五 法定地價配當ニ關スル事項
- 一六 局内ノ取締ニ關スル事項
- 一七 局内他ノ課、掛ニ屬セサル事項

計 理 掛

- 一 復興豫算ニ關スル事項
- 二 局ノ豫算、決算及收支命令ニ關スル事項
- 三 物品(材料ヲ含ム)ノ出納及保管ニ關スル事項
- 四 區劃整理事業所屬乗用自動車ノ管理ニ關スル事項
- 五 建物其ノ他ノ工作物ノ移轉、除却等ニ因ル補償金若ハ移轉料並土地補償金ノ交付ニ關スル事項
- 六 耕地整理法第二十五條ニ依ル供託ニ關スル事項
- 七 換地處分ニ伴フ清算金徵收交付ニ關スル事項
- 八 代執行ニ因ル費用其ノ他ノ徵收金ニ關スル事項
- 九 臨時收容家屋ニ關スル事項
- 一〇 土地區劃整理事業ニ關シ廣告、物件ノ借入、修繕又ハ物品ノ購入、運送、勞力及動力其ノ他ノ供給ニ關スル事項

- 一一 不用品ノ賣却ニ關スル事項
- 一二 給仕、小使ノ取締ニ關スル事項
- 一三 局内電話ノ管理ニ關スル事項
- 一四 其ノ他局ノ計理ニ關スル事項

第七章 職 制

第七章 職制

六七八

工 事 課

移 轉 掛

- 一 土地區劃整理ニ伴フ建物其ノ他ノ工作物ノ移轉ニ關スル事項
- 二 障害物除却ニ關スル事項
- 三 土地區劃整理地域内ニ於ケル工作物地下埋設物及之ニ準スルモノヲ除ク建設願ニ關スル事項
- 四 他ノ掛ニ屬セサル事項

工 事 掛

- 一 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ調査及移轉整理ノ計畫ニ關スル事項
- 二 換地豫定地ノ工事ニ關スル事項
- 三 土地區劃整理地域内ニ於ケル地下埋設物及之ニ準スル工作物建設願ニ關スル事項

(四) 事務分掌改正

(昭和三年八月四日)

市役所處務規程中改正抄

(昭和三年八月四日市訓令甲第三十七號)

第十條中復興事業局事務分掌ヲ左ノ通改ム

復興事業局

庶 務 課

- 一 復興豫算ニ關スル事項
- 二 都市計畫ニ關スル事項
- 三 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項
- 四 所管事業ニ屬スル器具、機械、自動車ノ管理ニ關スル事項
- 五 土地補償金及移轉補償金ノ交付ニ關スル事項
- 六 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收交付ニ關スル事項
- 七 臨時收容家屋ニ關スル事項

- 八 土地區劃整理施行後ニ於ケル區ノ境界、町界、町名、地番ニ關スル事項
- 九 局内他課ノ主管ニ屬セサル事項

施 業 課

- 一 復興豫算ニ關スル事項
- 二 都市計畫ニ關スル事項
- 三 都市計畫事業及復興事業ノ連絡統一ニ關スル事項
- 四 所管事業ニ屬スル器具、機械、自動車ノ管理ニ關スル事項
- 五 土地補償金及移轉補償金ノ交付ニ關スル事項
- 六 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收交付ニ關スル事項
- 七 臨時收容家屋ニ關スル事項

- 八 土地區劃整理施行後ニ於ケル區ノ境界、町界、町名、地番ニ關スル事項
- 九 局内他課ノ主管ニ屬セサル事項

施業課

- 一 土地區劃整理施行ニ關スル左ノ事項
 - (イ) 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
 - (ロ) 土地ノ評價ニ關スル事項
 - (ハ) 土地補償金ノ決定ニ關スル事項
 - (ニ) 換地ノ設計及處分ニ關スル事項
 - (ホ) 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
 - (ヘ) 法定地價配當ニ關スル事項
 - (ト) 換地處分ニ伴フ土地建物登記ニ關スル事項
 - (チ) 地籍ノ調査ニ關スル事項
 - (リ) 地區編入除斥ニ關スル事項
 - (ル) 買收地ノ管理ニ關スル事項
 - (ヲ) 青寫眞ノ作成ニ關スル事項
 - (ワ) 土地補償金及清算金ノ決定通知ニ關スル事項
 - (ヰ) 清算金ノ分納ニ關スル事項

工事課

- 一 土地區劃整理ニ伴フ建物其ノ他ノ工作物ノ移轉ニ關スル事項
- 二 障害物除却ニ關スル事項
- 三 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ調査及移轉整理ノ計畫ニ關スル事項
- 四 換地豫定地ノ工事ニ關スル事項
- 五 土地區劃整理地區内ニ於ケル工作物建設願ニ關スル事項

第七章 職制

第七章 職 制

六八〇

六 土地區劃整理施行地區内ニ於ケル地下埋設物其ノ他ノ街路工作物整理又ハ施設ノ爲必要ナル道路用ニ關スル事項

七 低濕地盛土用土砂配給ニ關スル事項

(五) 施業課に掛設置

(昭和三年八月二十七日)

復興事業局各課事務分科改正

(昭和三年八月二十七日判決)

(施業課に掛設置と同時に各課事務分科を改正す)

庶務課

庶務掛

一 局ノ人事、給與其ノ他機密ニ關スル事項

二 公印ノ管守ニ關スル事項

三 文書ノ收受、發送、編纂及保存ニ關スル事項

四 提案文書ノ審査ニ關スル事項

五 局ノ例規ニ關スル事項

六 統計及報告ニ關スル事項

七 都市計畫ノ調査ニ關スル事項

八 都市計畫事業ノ豫算ニ關スル事項

九 都市計畫事業及復興事業ノ聯絡統一ニ關スル事項

一〇 土地區劃整理事業ノ記録作成ニ關スル事項

一一 土地區劃整理施行ニ伴フ區界、町界、町名ノ變更並地番ノ整理ニ關スル事項

一二 局内ノ取締給仕小使ノ取締ヲ含ムニ關スル事項

一三 局内他ノ課、掛ニ屬セサル事項

計理掛

一 復興豫算ニ關スル事項

二 局ノ豫算決算及收支命令ニ關スル事項

三 區劃整理事業所屬自動車ノ管理ニ關スル事項

- 八 都市計畫事業ノ豫算ニ關スル事項
九 都市計畫事業及復興事業ノ聯絡統一ニ關スル事項
一〇 土地區劃整理事業ノ記録作成ニ關スル事項
一一 土地區劃整理施行ニ伴フ區界、町界、町名ノ變更並地番ノ整理ニ關スル事項
一二 局内ノ取締給仕小使ノ取締ヲ含ムニ關スル事項
一三 局内他ノ課、掛ニ屬セサル事項
計理掛

- 一 復興豫算ニ關スル事項
二 局ノ豫算決算及收支命令ニ關スル事項
三 區劃整理事業所屬自動車ノ管理ニ關スル事項
四 建物其ノ他工作物並動産ノ移轉、除却等ニ因ル補償金若ハ移轉料並土地補償金ノ交付ニ關スル事項
五 耕地整理法第二十五條ニ依ル供託ニ關スル事項
六 換地處分ニ伴フ清算金ノ徵收交付ニ關スル事項
七 土地區劃整理ニ因ル強制執行ノ費用徵收ニ關スル事項
八 臨時收容家屋並其ノ附隨施設ノ管理ニ關スル事項
九 土地區劃整理ノ施行ニ關スル工事ニシテ一廉ノ豫定價格三萬圓未滿ノモノノ請負契約ニ關スル事項
一〇 臨時收容家屋並其ノ附隨施設ノ營繕工事及其ノ請負契約ニ關スル事項
一一 土地區劃整理ノ施行ニ關シ廣告、土地並物件ノ借入、修繕又ハ豫定價格三千圓ヲ超ヘサル物件ノ購入運送、勞力、動力其ノ他ノ供給契約ニ關スル事項
一二 組立式臨時收容家屋ノ購入ニ關スル事項
一三 物品材料ヲ含ムノ出納保管ニ關スル事項
一四 局内電話ノ管理ニ關スル事項
一五 其ノ他局ノ計理ニ關スル事項

施業課
整地掛

- 一 土地ノ調査及測量ニ關スル事項
二 土地ノ評價ニ關スル事項
三 土地補償金ノ原案決定並補償審査會附議ニ關スル事項
四 換地ノ設計及處分ニ關スル事項

第七章 職制

第七章 職 制

- 五 土地區劃整理委員會ニ關スル事項
- 六 法定地價配當ニ關スル事項
- 七 換地處分ニ伴フ土地建物登記ニ關スル事項
- 八 地籍ノ調査ニ關スル事項
- 九 地區編入除斥ニ關スル事項
- 一〇 買收地ノ管理ニ關スル事項
- 一一 青寫眞ノ作成ニ關スル事項
- 一二 課内他ノ掛ニ屬セサル事項

清算 掛

- 一 換地處分ノ通知ニ關スル事項
- 二 土地補償金ノ決定通知ニ關スル事項
- 三 清算金ノ分納ニ關スル事項
- 四 徵收スヘキ清算金ニ土地補償金充當ニ關スル事項
- 五 換地處分後ニ於ケル權利ノ異動又ハ權利者ノ住所氏名等ノ異動整理ニ關スル事項

工事 課

移 轉 掛

- 一 移轉命令及移轉命令ノ豫告占有者ニ對スル豫告ヲ含ムニ關スル事項
- 二 土地區劃整理ニ因ル強制執行ニ關スル事項
- 三 土地區劃整理施行上必要ナル建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ協議移轉ニ關スル事項
- 四 移轉命令ニ因ル補償金ノ原案決定並補償審査會附議ニ關スル事項
- 五 耕地整理法第二十七條ニ基ク處分並其ノ損害補償ニ關スル事項
- 六 移轉ヲ命シタル不許可ノ建物又ハ工作物ノ移轉料ニ關スル事項

七 移轉命令ノ豫告ヲ受ケサル占有者ニ對スル移轉料ニ關スル事項

八 障害物除却ニ關スル事項

九 土地區劃整理施行地域内ニ於ケル工作物(地下埋設物及之ニ準スルモノ)ヲ除ク建設願ニ關スル事項

- 一 移轉命令及移轉命令ノ豫告(占有者ニ對スル豫告ヲ含ム)ニ關スル事項
- 二 土地區劃整理ニ因ル強制執行ニ關スル事項
- 三 土地區劃整理施行上必要ナル建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ協議移轉ニ關スル事項
- 四 移轉命令ニ因ル補償金ノ原案決定並補償審査會附議ニ關スル事項
- 五 耕地整理法第二十七條ニ基ク處分並其ノ損害補償ニ關スル事項
- 六 移轉ヲ命シタル不許可ノ建物又ハ工作物ノ移轉料ニ關スル事項

- 七 移轉命令ノ豫告ヲ受ケサル占有者ニ對スル移轉料ニ關スル事項
 - 八 障害物除却ニ關スル事項
 - 九 土地區劃整理施行地域内ニ於ケル工作物(地下埋設物及之ニ準スルモノヲ除ク)建設願ニ關スル事項
 - 一〇 課内他ノ掛ニ屬セサル事項
- 工事掛

- 一 土地區劃整理施行ニ伴フ地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ移轉整理並之カ補償ニ關スル事項
- 二 宅地造成其ノ他換地豫定地ノ工事ニ關スル事項
- 三 土地區劃整理施行地域内ニ於ケル地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ建設願ニ關スル事項
- 四 土地區劃整理施行地域内ニ於ケル地下埋設物其ノ他ノ街路工作物整理又ハ施設ノ爲必要ナル道路占用ニ關スル事項
- 五 低濕地盛土用土砂配給ニ關スル事項

(六) 第三出張所廢止 (昭和四年十一月二十日)

復興事業局出張所處務規程中改正 (昭和四年十一月二十日市訓令甲第五十二號)
 (昭和四年十二月一日より施行)

第一條中第三出張所ヲ削ル

- 第二條 出張所ハ其ノ區域内ニ於ケル土地區劃整理事業ノ施行ニ關スル事務ヲ分掌ス
- 第一出張所 麴町區ノ一部(第四地區及第二十三地區ノ一部)京橋區、芝區
 - 第二出張所 麴町區ノ一部(第一乃至第三地區)神田區、日本橋區、本郷區、下谷區、淺草區
 - 第四出張所 本所區、深川區

(七) 復興事業局廢止、都市計畫課區劃整理課設置 (昭和五年三月三十一日)

市役所處務規程中改正 (昭和五年三月三十一日市訓令甲第五號)

第七章 職 制

六八四

第一條 中商工課ノ次ニ都市計畫課、區劃整理課ヲ加ヘ復興事業局及同局庶務課、施業課、工事課ヲ削ル
第七條ヲ削ル

(八) 復興事業局長專決處理事項

(昭和二年四月一日市訓令甲第十三號)

- 一 月額報酬百圓以下ノ區劃整理工事ニ關スル事務囑託、雇員並雇員ニ準スルモノ及給仕小使ノ進退、給與其ノ他輕易ナル人事ニ關スル事項ヲ處理スルコト
- 二 所屬職員(課長及所長ヲ除ク)ニ對シ府下及府ニ隣接スル縣下ノ出張ヲ命スルコト
- 三 區劃整理事業ノ施行ニ關スル工事ニシテ一廉ノ豫定價格三萬圓未滿ノモノノ請負契約ヲ締結スルコト
- 四 區劃整理事業ノ施行上必要ナル臨時收容家屋並其ノ附隨施設ノ營繕工事ノ起工並請負契約ヲ締結スルコト
- 五 區劃整理事業ノ施行ニ關シ廣告、土地並物件ノ借入、修繕又ハ豫定價格參千圓ヲ超エサル物件ノ購入、運送、勞力、動力其ノ他ノ供給契約ヲ爲スコト
- 六 組立式臨時收容家屋ノ購入ヲ爲スコト
- 七 特別都市計畫法第六條及第八條ニ依ル補償金ニ關スル原案ヲ決定シ之ヲ補償審査會ニ附議シテ其ノ決定ヲ求ムルコト
- 八 移轉命令ニ依ル義務不履行者ニ對シ行政執行法第五條ノ處分戒告ヲ含ムヲ爲スコト
- 九 都市計畫法施行令第十四條ノ規定ニ依リ原狀回復ヲ命スル件ニ關シ東京府知事ニ照會ヲ爲スコト
- 一〇 建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ協議移轉契約ヲ締結スルコト
- 一一 移轉ヲ命シタル不許可ノ建物又ハ工作物ノ移轉料ヲ決定スルコト
- 一二 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ移轉整理ニ關シ事業者又ハ所有者ト工事施行並補償金額ノ協定補償單價ノ協定ヲ含ムヲ爲スコト
- 一三 區劃整理施行地區内ニ於ケル道路占用願又ハ照會ニ對シ別ニ定ムル規程ニ依リ其ノ許可ヲ決定スルコト
- 一四 土地區劃整理委員ニ關員ヲ生シタルトキ補闕委員ヲ以テ之カ補充ヲ爲スコト
- 一五 土地區劃整理委員會ニ諮問シタル事項ノ決定ヲ爲スコト但シ換地處分ヲ除ク

一六 特別都市計畫法施行令第二十八條第二項ニ依ル權利申告期間ヲ決定スルコト

一七 特別都市計畫法第八條第一項ノ規定ニ依リ交付スヘキ補償金ヲ以テ徵收スヘキ清算金ニ充當スルコト

一八 清算金ノ延納願、繰上納付願ヲ許否シ又ハ延納許可ノ取消ヲ爲スコト

- 一 移轉ヲ命シタル不許可ノ建物又ハ工作物ノ移轉料ヲ決定スルコト
- 二 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ移轉整理ニ關シ事業者又ハ所有者ト工事施行並補償金額ノ協定補償單價ノ協定ヲ含ムヲ爲スコト
- 三 區劃整理施行地區内ニ於ケル道路占用願又ハ照會ニ對シ別ニ定ムル規程ニ依リ其ノ許否ヲ決定スルコト
- 四 土地區劃整理委員ニ關員ヲ生シタルトキ補關委員ヲ以テ之カ補充ヲ爲スコト
- 五 土地區劃整理委員會ニ諮問シタル事項ノ決定ヲ爲スコト但シ換地處分ヲ除ク

- 一六 特別都市計畫法施行令第二十八條第二項ニ依ル權利申告期間ヲ決定スルコト
- 一七 特別都市計畫法第八條第一項ノ規定ニ依リ交付スヘキ補償金ヲ以テ徵收スヘキ清算金ニ充當スルコト
- 一八 清算金ノ延納願、繰上納付願ヲ許否シ又ハ延納許可ノ取消ヲ爲スコト

(九) 復興事業局長專決處理事項中改正 (昭和四年四月一日市訓令甲第十號)

六 組立式臨時收容家屋ノ購入ヲ爲スコトヲ臨時收容家屋ノ購入並拂下ヲ爲スコトニ改ム

(五) 復興事業局出張所長專決處理事項 (昭和二年四月一日市訓令甲第十四號)

- 第一條 所長ハ左ノ事項ヲ專決處理スルコトヲ得
- 一 所員ノ請暇ヲ許否シ又ハ除服出仕ヲ命スルコト
 - 二 日給二圓五十錢未滿ノ傭員ヲ命免スルコト
 - 三 所員ノ市内及東京府下ニ出張ヲ命スルコト
 - 四 區劃整理事業ノ施行ニ關シ必要ナル宅地造成工事、耕地整理法第二十七條ニ基キ整理施行者ニ於テ直轄施行スル工事ニシテ一廉ノ豫定價格二萬圓以内ノモノノ起工並請負契約ヲ締結スルコト
 - 五 區劃整理事業施行ニ關シ廣告、土地並物件ノ借入、修繕又ハ豫定價格千圓ヲ超エサル物件ノ購入、運送、勞力其ノ他ノ供給契約ヲ爲スコト但シ建物ノ購入並臨時收容家屋ノ借入、購入ヲ除ク
 - 六 市會計規程、市物品出納規程、市材料取扱規程ニ基ク検査員、立會員及分任出納吏ヲ命免スルコト
 - 七 決裁ヲ經タル工事ニ關シ左ノ處置ヲ爲スコト
 - (イ) 設計中些少ノ變更ヲ爲スコト
 - (ロ) 工期延長ノ許否ヲ爲スコト
 - (ハ) 工事中止ヲ命スルコト
 - (ニ) 配付シタル臨時收容家屋ヲ管理スルコト
 - 九 出張所ノ所管ニ屬スル建物及臨時收容家屋ニ要スル點燈、給水又ハ尿管ノ汲取ニ關シ當業者ト契約ヲ爲シ若ハ事業者ニ之ヲ請求スルコト

- 一〇 特別都市計畫法第六條ノ移轉命令及移轉命令ノ豫告(占有者ニ對スル豫告ヲ含ム)ヲ爲スコト
- 一一 前號ノ移轉受命者カ所定期限内ニ移轉工事ヲ履行セサル場合ニ於テ之カ履行方ノ催告ヲ爲スコト
- 一二 區劃整理施行ノ爲建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ移轉ヲ要スル場合ニ於テ一廉移轉料一萬圓以内ノモノノ協議移轉契約ヲ締結スルコト
- 一三 耕地整理法第二十七條ニ依ル處分並其ノ損害補償金ノ決定ヲ爲スコト
- 一四 移轉ヲ命シタル不許可ノ建物又ハ工作物ニシテ一廉移轉料壹萬圓以内ノモノノ移轉料ヲ決定スルコト但シ特別ノ事情アリテ移轉料算出標準ニ據リ難キモノニ在リテハ復興事業局長ノ承認ヲ受クルコト
- 一五 移轉命令ノ豫告ヲ受ケサル占有者ニ對スル移轉料ヲ決定スルコト
- 一六 移轉命令ヲ發シタル後所有者ニ異動アリタル場合ニ於テ新所有者ニ對シ該物件ハ移轉命令ヲ發シタルモノナルコトノ通知ヲ爲スコト
- 一七 補償金ノ決定通知後移轉義務履行前建物其ノ他ノ工作物ノ所有者ニ異動アリタルモ補償金額ノ變更ヲ要セサル場合ニ於テ該補償金ハ新所有者ニ對シ交付スヘキ旨新舊所有者ニ通知スルコト
- 一八 土地區劃整理施行地區内ニ於ケル土地面積誤謬訂正願ノ許可ヲ決定スルコト
- 一九 土地所有者及占有者ニ對スル換地豫定地ノ通知ヲ爲スコト
- 二〇 土地區劃整理委員會ヲ招集スルコト
- 二一 土地區劃整理委員會ニ附議スヘキ諮問案ヲ決定スルコト但シ豫メ諮問ニ關スル一件書類ヲ具シ復興事業局長ノ承認ヲ受クルコト
- 二二 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ整理ニ關シ事業者及所有者ト工事施行ノ協定ヲ爲スコト但シ一地區ヲ集計ノ上工事費ヲ精算スルモノノ基本設計ニ基ク工事施行ノ協定並補償單價ノ協定ヲ除ク
- 二三 區劃整理施行地區内ニ於テ道路占用ノ許可又ハ承認ヲ得タルモノ(復興事業局處理ニ係ルモノ)ニ對シ其ノ占用位置ノ承認ヲ爲シ又ハ殘土ノ處置ヲ命スルコト
- 二四 耕地整理法第七條ノ土地占有者ニ對スル通知及公告ヲ爲スコト

二五 耕地整理法第三十五條ノ書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於ケル公告ヲ爲スコト

二六 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ヲ爲スコト

二七 登記ノ申請又ハ囑託ヲ爲スコト

長ノ承認ヲ受クルコト

- 二二 地下埋設物及之ニ準スル工作物ノ整理ニ關シ事業者及所有者ト工事施行ノ協定ヲ爲スコト但シ一地區ヲ集計ノ上工事費ヲ精算スルモノノ基本設計ニ基ク工事施行ノ協定並補償單價ノ協定ヲ除ク
- 二三 區劃整理施行地區内ニ於テ道路占用ノ許可又ハ承認ヲ得タルモノ(復興事業局處理ニ係ルモノ)ニ對シ其ノ占用位置ノ承認ヲ爲シ又ハ殘土ノ處置ヲ命スルコト
- 二四 耕地整理法第七條ノ土地占有者ニ對スル通知及公告ヲ爲スコト

二五 耕地整理法第三十五條ノ書類ノ送付ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於ケル公告ヲ爲スコト

二六 稅務官廳ニ對スル申告、申請又ハ届出ヲ爲スコト

二七 登記ノ申請又ハ囑託ヲ爲スコト

二八 土地區劃整理地區内ニ於ケル建物其ノ他ノ工作物ノ築造ニ關シ左ノ處置ヲ爲スコト

- (一) 假設建築物築造願書ヲ區役所ヨリ送付ヲ受ケ又ハ直接之ヲ受理シ區劃整理施行上支障ノ有無ニ關スル意見ヲ添ヘ東京府廳ニ進達スルコト
- (二) 本建築願ニ關シ警視廳ヨリ照會アリタルトキハ區劃整理施行上支障ノ有無ヲ回答スルコト
- (三) 本建築造成ニ關シ建築主ヨリ照會アリタルトキハ區劃整理施行上支障ノ有無ヲ回答スルコト
- (四) 土地ノ形質變更其ノ他建築物以外ノ工作物地下埋設物及之ニ準スル工作物ヲ含ムニ就テハ假設建築物ノ例ニ準スルコト

二九 其ノ他輕易ナル照會、回答、指令、通知等ヲ爲スコト

第三條 所長ハ其ノ專決處理シ得ル事項ト雖他ノ出張所ニ關涉スルモノニ在リテハ之ニ協議シ若シ意見一致セサルトキハ復興事業局長ニ申出テ其ノ決定ヲ受クヘシ

第四條 所長ハ第一條第二號、第三號、第七號、第十號ノ事項ニ付テハ其ノ都度第四號、第五號、第八號、第十號乃至第十五號、第二十二號ノ事項ニ付テハ毎月之ヲ復興事業局長ニ報告スヘシ但シ第一條第三號中市内ニ出張ヲ命シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

附 則

大正十五年東京市訓令甲第五十九號ハ之ヲ廢止ス

(二) 復興事業局出張所長專決處理事項中改正 (昭和二年九月十二日市訓令甲第五十號改正)

第一條第二號ヲ左ノ如ク改ム

第七章 職 制

二 備員ヲ採用シ並解備スルコト但シ日給二圓五十錢以上ノモノノ採用ヲ除ク
 第一條第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 區劃整理事業ノ施行ニ關シ必要ナル宅地造成工事、耕地整理法第二十七條及行政執行法第五條ニ基ク工事
 ニシテ一廉ノ豫定價格二萬圓以内ノモノノ起工並請負契約ヲ締結スルコト

第一條第十一號ノ次ニ左ノ二號ヲ加フ

十一ノ二 移轉命令ニ依ル義務不履行者ニ對シ行政執行法第五條ノ處分(戒告ヲ含ム)ヲ爲スコト

十一ノ三 都市計畫法施行令第十四條ノ規定ニ依リ原狀回復ヲ命スル件ニ關シ東京府知事ニ照會ヲ爲スコト

第一條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 區劃整理施行ノ爲建物其ノ他ノ工作物又ハ動産ノ移轉ヲ要スル場合ニ於テ協議移轉契約ヲ締結スルコト
 但シ墳墓ノ移轉ヲ除クノ外一廉移轉料一萬圓ヲ超ニルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第四條中第十二號乃至第十五號下在ルヲ第十一號ノ三乃至第十五號下改ム

(參照)

一 復興事業局分課組織沿革表

復興		至自		至自		至自	
施	庶	同大	同大	同昭	同昭	同昭	同昭
業	務	正一	正一	和三	和三	和三	和三
課	課	五、三、九	五、三、九	八、二、二〇	八、二、二〇	一、一、三〇	一、一、三〇
		(新設)					
施	課務	施	課務	施	課務	施	課務
業	計	業	計	業	計	業	計
課	理	課	理	課	理	課	理
	掛		掛		掛		掛
施	庶	施	庶	施	庶	施	庶
業	務	業	務	業	務	業	務
課	課	課	課	課	課	課	課
清	計	清	計	清	計	清	計
算	理	算	理	算	理	算	理
掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛
施	庶	施	庶	施	庶	施	庶
業	務	業	務	業	務	業	務
課	課	課	課	課	課	課	課
清	計	清	計	清	計	清	計
算	理	算	理	算	理	算	理
掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛	掛

業	事	工	移
第	第	第	第
庶	庶	庶	庶
務	務	務	務
課	課	課	課
工	移	工	移
事	轉	事	轉
掛	掛	掛	掛
工	移	工	移
事	轉	事	轉
掛	掛	掛	掛
工	移	工	移
事	轉	事	轉
掛	掛	掛	掛

興復		至自	
施業課	庶務課	至自	昭大
		同大	正一
		五三	三九
		九	之
			新設
施業課	庶務課	至自	昭大
		昭大	正一
		三五	二八
		八二	二六〇
施業課	庶務課	至自	昭大
		同昭	和四
		三二	一八
		三〇	七〇
施業課	庶務課	至自	昭大
		同昭	和四
		五三	三三
			(廢止)

局業事				工	
所張出四三二一第				課事工	
工	移	整	庶	工	移
事	轉	地	務	事	轉
課	課	課	課	掛	掛
所張出四三二一第				課事工	
工	移	整	庶	工	移
事	轉	地	務	事	轉
課	課	課	課	掛	掛
所張出四三二一第				課事工	
工	移	整	庶	工	移
事	轉	地	務	事	轉
課	課	課	課	掛	掛

二 復興事業局掛長以上の職員
(イ) 本局

復興事業局長

(昭大正一五、一二、六設置
昭和五、三、三一廢止)

至自

一五、一二、六六

助

役

大

西

一

郎

事務取扱

至自

三、二、二七

(缺)

員)

至自

三、一、二七

同

荒

木

孟

同

至自

三、三、一六

技

師

池

邊

稻

生

至自

三、三、一六

同

福

田

重

義

庶務課長

(昭大正一五、一二、六設置
昭和五、三、三一廢止)

至自

一五、一二、六六

(缺)

員)

第七章 職制

第七章 職

制

六九〇

庶務掛長

自同 元、一二、二七
至同 五、三、三一
(昭和大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止)

主事

黒川一治

計理掛長

自大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止
自大正一五、一二、一〇
至昭和五、三、三一

主事

西川武雄

施業課長

自同 二、二、四、六七
至同 二、二、四、六七
自同 五、二、七、三一
至同 五、二、七、三一
(昭和大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止)

主事

西川武雄

兼務

整地掛長

自大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止
自昭和五、三、三一
至同 五、三、三一

技師

寺田六郎

清算掛長

自昭和五、三、三一
至同 五、三、三一
(昭和五、三、三一設置
昭和五、三、三一廢止)

技師

寺田六郎

事務取扱

工事課長

自大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止
自昭和四、一、二、三
至同 四、一、二、三
自大正五、四、一、二、四
至同 五、三、三一

主事

同

事務員

矢島慶次郎

事務員

矢島慶次郎

技師

中村琢治郎

技師

中村琢治郎

移轉掛長

自大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止
(昭和大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止)

技師

中村琢治郎

清算掛長

(昭和五、三、八、二七設置)
同

自昭和四、一、八、二七
至同

事務員

矢島慶次郎

工事課長

(昭和五、三、三、一六設置)
昭和一五、三、三、一六廢止

自大正五、四、一、二四
至同

主事

同人

移轉掛長

(大正一五、一、二、一〇設置)
昭和一五、三、三、一〇廢止

自大正一五、一、二、一六
至昭和五、三、三、一六

技師

中村琢治郎

自大正一五、一、二、一〇
至昭和五、三、三、一〇

主事

鎗田重

自同
至同

事務員

(缺員)

自同
至同

主事

田村春松

自同
至同

主事

同人

工事掛長

(大正一五、一、二、一六設置)
昭和一五、三、三、一六廢止

自大正一五、一、二、一〇
至昭和五、三、三、一〇

技師

小栗清次郎

自同
至同

技師

入江博

(口)出張所

(一)第一出張所

(大正一五、一、二、一六設置)
昭和一五、三、三、一六廢止

復興出張所局長

井上政信

自大正一五、一、二、一六
至昭和五、三、三、一六

同

内藤熙

事務囑託

自同
至同

同

川地陽一

同

自同
至同

同

近藤安吉

同

第七章 職制

第七章 職制

庶務課長

(大正一五、一二、六設置
昭和五、三、三一廢止)

自大正一五、一二、六
至昭和五、三、三一

同所庶務課長

大野定男 同

自同 五、三、三一
至同 五、三、三一

同

並川義隆 同

整地課長

(大正一五、一二、一〇設置
昭和五、三、三一廢止)

自大正一五、一二、一〇
至昭和五、三、三一

同所整地課長

田中清彦 同

自同 五、二、四、三八
至同 五、二、四、三八

同

高橋浩造 同

自同 五、三、二、一八
至同 五、三、二、一八

技師

福永覺三郎

自同 五、五、三、三一
至同 五、五、三、三一

同

安田唯祐

移轉課長

(大正一四、一、三〇設置
昭和四、一、三〇廢止)

自大正一四、一、三〇
至昭和四、一、三〇

同所移轉課長

內藤熙 事務囑託

自同 四、四、一、三〇
至同 四、四、一、三〇

同

國分瀧朝 同

自同 四、四、五、二六
至同 四、四、五、二六

技師

(缺員)
吉澤源索

自同 四、一、五、三〇
至同 四、一、五、三〇

技師

川地陽一

工事課長

(大正一五、一二、六設置
昭和五、三、三一廢止)

自大正一五、一二、六
至昭和五、三、三一

復興局第一出張所工事課長

事務囑託

自同 四、四、二、三一
至同 四、四、二、三一

自同 五、四、三、三一
至同 五、四、三、三一

技師

(缺員)
中大路氏為

第七章 職制

移轉課長

(昭和大正一五、一二、三、六設置
昭和一五、三、三一廢止)

自昭和大正一五、一二、八、六
至昭和一五、三、八、六

同所移轉課長

上原六郎

事務囑託

自昭和大正一五、一二、八、一〇
至昭和一五、三、八、一〇

同

田村三郎

同

自昭和大正一五、一二、二、九
至昭和一五、三、二、九

主事

喜多村開藏

自昭和大正一五、一二、二、一
至昭和一五、三、二、一

技師

前田長久

工事課長

(昭和大正一五、一二、三、六設置
昭和一五、三、三一廢止)

自昭和大正一五、一二、三、一六
至昭和一五、三、三、一六

同所工事課長

宮內義則

事務囑託

自昭和大正一五、一二、三、一六
至昭和一五、三、三、一六

同

岩井芳通

同

自昭和大正一五、一二、三、一五
至昭和一五、三、三、一五

技師

(缺員)
下坂茂人

自昭和大正一五、一二、三、一五
至昭和一五、三、三、一五

同

池邊稻生

事務囑託

所長

(昭和大正一五、一二、三、〇設置
昭和一五、三、三一廢止)

自昭和大正一五、一二、三、二
至昭和一五、三、三、二

復興局
第三出張所長

池邊稻生

事務囑託

自昭和大正一五、一二、三、二
至昭和一五、三、三、二

同

平山泰

同

自昭和大正一五、一二、三、二
至昭和一五、三、三、二

同

森田三郎

同

庶務課長

(昭和大正一五、一二、三、〇設置
昭和一五、三、三一廢止)

自昭和大正一五、一二、三、〇
至昭和一五、三、三、〇

同

同所庶務課長

同

自昭和大正一五、一二、三、〇
至昭和一五、三、三、〇

同

同

同

自昭和大正一五、一二、三、〇
至昭和一五、三、三、〇

同

同

同

自昭和大正一五、一二、三、〇
至昭和一五、三、三、〇

同

同

同

自昭和大正一五、一二、三、〇
至昭和一五、三、三、〇

同

同

同

所

長

(昭和大正一五、一三、三〇六設置
昭和一四、一三、三〇六廢止)

復興第三出張所局長

池邊稻生

事務囑託

同

平山泰

同

同

森田三郎

同

庶務課長

(昭和大正一五、一三、三〇六設置
昭和一四、一三、三〇六廢止)

同

大坪儀一

同

同

平山泰

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

整地課長

(昭和大正一五、一三、三〇六設置
昭和一四、一三、三〇六廢止)

同

稻光特

同

同

高橋浩造

同

同

(缺員)

同

囑託

石田道太郎

同

移轉課長

(昭和大正一五、一三、三〇六設置
昭和一四、一三、三〇六廢止)

同

鈴木榮一郎

事務囑託

同

(缺員)

同

技師

前田長久

同

工事課長

(昭和大正一五、一三、三〇六設置
昭和一四、一三、三〇六廢止)

同

同所工事課長

事務囑託

同

森四郎

同

技師

城戸鎖吉

同

同

入江博

同

第七章 職制

六九五

ト:

第七章 職

制

所 長

(四) 第四出張所
(昭和大正一五、二、三、六設置
昭和一五、三、三、一廢止)

復興局
第四出張所長

衣斐清香

事務囑託

自昭和一五、四、二、一六
至昭和一五、三、三、一

同

森田三郎

同

庶務課長

(昭和大正一五、二、三、六設置
昭和一五、三、三、一廢止)

同所庶務課長

竹田武男

同

自昭和二五、二、一六
至昭和一五、二、一八

同

鈴木敬一

同

自昭和三三、一、二八
至昭和三三、七、二一

同

東德太郎

同

自昭和三三、七、二一
至昭和三三、七、二一

同

大野定男

同

自昭和三三、七、二一
至昭和三三、七、二一

同

東德太郎

同(兼務)

自昭和三三、七、二一
至昭和三三、七、二一

同

(缺員)

整地課長

(昭和大正一五、二、三、六設置
昭和一五、三、三、一廢止)

同所整地課長

大藤直哉

事務囑託

自昭和一五、二、一六
至昭和一五、三、三、一

同

(缺員)

自昭和三三、三、一
至昭和三三、三、一

同

安藤佐平

同

移轉課長

(昭和大正一五、二、三、六設置
昭和一五、三、三、一廢止)

自昭和三三、三、一
至昭和三三、三、一

同所移轉課長

中原順平

事務囑託

整地課長

至同 五、三、三一
 (昭和大正一五、一三、一六設置)
 自昭和大正一五、一三、一六
 至昭和大正一五、一三、一六
 自同 四、四、三一
 至同 四、四、三一
 自同 四、四、三一
 至同 五、四、三一

主事

郡山貞次郎

同所整地課長

大藤直哉

事務囑託

技師

(缺) 安藤佐平

移轉課長

(昭和大正一五、一三、一六設置)
 自昭和大正一五、一三、一六
 至昭和大正一五、一三、一六

同所移轉課長

中原順平

事務囑託

同

東德太郎

同

主事

(缺) 由良新

工事課長

(昭和大正一五、一三、一六設置)
 自昭和大正一五、一三、一六
 至昭和大正一五、一三、一六

同所工事課長

宮崎正夫

事務囑託

技師

(缺) 石川省三

一 職員數

區劃整理局新設以降職員數左表の如し。

(一) 區劃整理局職員數表

現在年月日	所屬	主事技師	技師	事務員	雇	囑託	工手	給仕小使	其他	計
大正十四年四月一日	本局	二五	二四	二四	一五	二	一七	三	六	六九
計		二五	二四	二四	一五	二	一七	三	六	六九

第五節 職員

大正十四年 六月一日					大正十五年 四月一日				
本局	第一出張所	第二出張所	第三出張所	第四出張所	本局	第一出張所	第二出張所	第三出張所	第四出張所
二	四	三	四	四	二	四	三	四	三
五	五	六	六	六	五	五	五	五	五
五	六	三	三	三	一	一	一	一	三
五	五	四	四	四	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
九	九	八	八	八	七	七	七	七	七
二〇	二〇	一九	一九	一九	一八	一八	一八	一八	一八
二〇〇	二〇〇	一九九	一九九	一九九	一九八	一九八	一九八	一九八	一九八

(二) 復興總務部職員數表

現在年月日	部長	主事	技師	事務員	技手	雇	給仕	計
大正十四年四月一日	一	一	一	六	五	四	二	二
大正十五年四月一日	一	一	一	六	五	四	二	二

(三) 復興事業局職員數表

現在年月日	所屬	主事	技師	雇	囑託	工手	給仕	其他	計
		一	一	一	六	五	二	一	二

現在年月日	部長	主事	技師	事務員	技手	雇	給仕	給仕	計
大正十四年四月一日	一	一	一	六	五	二	二	一	二九
大正十五年四月一日	一	二	二	五	四	二	一	一	二六

(三) 復興事業局職員數表

現在年月日	所屬	主事	事務員	雇	囑託	工手	小給使仕	其他	計
昭和二十二年三月三十一日	本局	七	四	三	七	九	二	四	二四
	第一出張所	五	四	三	六	一	一	五	三三
	第二出張所	四	三	二	六	一	一	四	三三
	第三出張所	五	五	七	九	三	三	九	五〇
	第四出張所	六	五	九	九	五	五	三	五九
	計	二七	二〇	二九	三三	三九	元	二一	一〇〇
昭和三十一年三月三十一日	本局	六	五	四	七	三	一	九	五〇
	第一出張所	六	五	四	八	三	一	九	五〇
	第二出張所	五	四	三	七	二	一	八	四〇
	第三出張所	六	六	五	八	四	一	九	五二
	第四出張所	六	六	五	七	四	一	九	五二
	計	三三	二六	二六	三三	一八	三	二〇	七三
昭和三十一年一月三日	本局	〇	三	三	七	一	三	三	二六
	第一出張所	六	五	五	八	一	一	三	二九
	第二出張所	六	五	五	七	一	一	三	二九
	第三出張所	五	四	五	六	一	一	三	二四
	第四出張所	四	三	四	五	一	一	三	二一
	計	一五	一五	一八	二七	四	六	一三	五六

第七章 職制

第七章 職

制

七〇〇

昭和五年	昭和四年 十二月三十一日				昭和四年 四月一日				昭和三年 十二月三十一日									
本局	計	第四出張所	第二出張所	第一出張所	本局	計	第四出張所	第三出張所	第二出張所	第一出張所	本局	計	第四出張所	第三出張所	第二出張所	第一出張所		
一四	二九	五	五	五	一四	三三	六	六	三	七	二	〇	五	六	三	六	〇	三
二三	一六	三	四	五	九	三七	九	七	五	五	五	四七	二	九	七	九	五	〇
九	二三	六	〇	二	七	二七	五	〇	三	三	五	二〇	七	五	四	四	四	〇
四	一〇	六	六	四	七	一九	五	四	五	六	三	三一	八	五	五	八	一	〇
一〇	三	〇	五	五	九	六三	一	七	一	四	九	九	二	五	一	一	一	四
三	〇				〇	六					六	六					六	三
一四	六	七	二	三	三	二七	〇	五	〇	六	六	一八	四	四	五	五	三	三
四九	七	一	一	七	一	四	四	七	九	九	二	二〇	六	七	〇	四	二	七

三月三十一日

計

一四

二三

九

四

一〇

三

一四

四九

昭和五年	本局	計	第一出張所	第二出張所	第四出張所
	一四	二九	五	五	五
	一三	一六	三	三	三
	九七	一三	一〇	一〇	二
	四三	一〇	一六	一六	一四
	一〇五	二六	七	五	五
	三	〇	一	一	一
	一四	六	一七	一四	三
	四九	七	一五	一六	三

二年俸職員

大正十三年三月二十七日區劃整理局新設以降昭和五年三月三十一日復興事業局廢止迄の間に於ける職員中年俸者左の如し。

三月三十一日	計	一四	一三	九七	四三	一〇五	三	一四	四九
--------	---	----	----	----	----	-----	---	----	----

發令年月日	任免	職務	職名	職名	氏名
大正三、三、二七	任	技師、區劃整理局長			
大正三、四、一	命	區劃整理局技術課長事務取扱	技師	月田藤三郎	
大正三、六、六	自然消滅	同			
大正五、三、六	免	技師			
大正三、三、二七	命	區劃整理局庶務課長	主事	松尾儀一	
大正三、四、七	免	主事			
大正三、四、一〇	轉	區劃整理局庶務課(地理課事務員ヨリ)			
大正三、五、九	任	主事			
大正三、七、二六	命	區劃整理局物品出納吏			
大正三、一、二七	同	庶務課庶務掛長兼計理掛長			
大正四、六、一八	同	材料出納吏			

第七章 職制

第七章 職制

大正四、九、一〇	免	同	庶務課計理掛長兼務		
大正四、九、一〇	命	同	第一施業課兼第二施業課兼務		
大正四、九、一〇	免	同	物品出納吏材料出納吏		主事 喜多村開藏
大正五、三、六	命	復興事業局庶務課勤務			
大正五、三、一〇	同	第二出張所勤務			
昭和四、五、元	同	同	移轉課長		
昭和四、三、一	免	同	上		
昭和四、三、一	命	同	施業課勤務		
昭和五、三、三	免	主事			
大正三、四、元	任	事務員、區劃整理局庶務課勤務			
大正四、三、四	同	主事 同上			
大正四、五、元	命	區劃整理局第二出張所勤務			主事 大杉 功
大正五、三、六	同	復興事業局同			
昭和二、三、一〇	轉	監査課勤務			
大正三、四、三	轉	區劃整理局技術課(水道擴張課技手ヨリ)			
大正三、六、九	任	技師、右同第二施業課勤務			技師 永井忠兵衛
大正三、二、五	轉	道路局第二道路課			
大正三、四、三	轉	區劃整理局技術課(地理課技手ヨリ)			

大正三、五、一九
大正三、六、六

任命

技師、同上
區劃整理局第一施業課兼第二施業課勤務

技師 村瀬信治

第七章 職制

昭和五、二、一八	免	技師	
大正三、五、七	任	技師、區劃整理局技術課勤務	
大正三、六、六	命	區劃整理局第二施業課長兼第一施業課長	
大正三、九、二六	免	同 第一施業課長兼務	
大正四、五、二九	命	同 土木課長兼務	
大正五、三、六	免	同	技師 寺田六郎
大正五、三、六	命	復興事業局施業課長	
昭和三、八、二七	同	同 施業課整地掛長事務取扱	
昭和四、三、三〇	同	技師中村琢治郎海外出張ニ付工事課長代理兼務	
昭和五、三、三	免	技師	
大正三、五、八	任	主事、區劃整理局庶務課長	
大正五、三、六	轉	監査課長	主事 石原市三郎
大正三、五、九	任	技師、區劃整理局技術課勤務	
大正三、六、六	命	同 第一施業課勤務	
大正四、五、二九	同	同 第一出張所勤務	
大正五、三、六	同	復興事業局同	技師 安田唯祐
昭和五、二、一八	同	同 第一出張所整地課長	

昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務	
大正三、五、三	任	技師、區劃整理局技術課勤務	

大正三、五、九	任	技師、區劃整理局技術課勤務	
大正三、六、六	命	同 第一施業課勤務	
大正四、五、二九	同	同 第一出張所勤務	
大正五、三、六	同	復興事業局同	技師 安田唯祐
昭和五、二、八	同	同 第一出張所整地課長	

昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務	
大正三、五、三	任	技師、區劃整理局技術課勤務	
大正三、六、六	命	同 第一施業課勤務	
大正四、五、二九	同	同 第四出張所勤務	技師 小林龍藏
大正五、三、六	同	復興事業局同	
昭和三、四、二〇	免	技師	
大正三、五、六	任	事務員、區劃整理局庶務課勤務	
大正五、三、六	命	復興事業局同	
大正五、三、四	同	同 物品出納吏代理	
大正五、三、一四	同	同 材料出納吏代理	
昭和二、四、七	同	同 庶務課計理掛長	
昭和二、五、五	同	物品及材料出納吏代理ヲ免シ物品及材料出納吏	主事 佐藤徹夫
昭和二、七、七	任	主事、復興事業局庶務課勤務	
昭和二、七、七	命	同 庶務課計理掛長	
昭和二、七、七	同	同 物品及材料出納吏	
昭和五、三、三	同	都市計畫課勤務	
大正三、五、三〇	任	技師、區劃整理局技術課勤務	

第七章 職制

第七章 職制

大正三、六、六	命	同	第一施業課兼第二施業課勤務		
大正三、二、八	同	同	工務課長事務取扱		
大正四、一、二六	同	同	同 工務課長事務取扱ヲ免シ工務課勤務		
大正五、二、一	同	同	同 第四出張所兼務		
大正五、二、三	同	同	右兼務ヲ免シ第三出張所兼務	技師	前田長久
大正五、三、六	同	同	復興事業局工事課勤務		
大正五、三、六	同	同	同 第三出張所勤務		
昭和三、一、二四	同	同	同 同 移轉課長		
昭和四、三、一	同	同	同 第二出張所同		
昭和五、三、三	免	技師			
大正三、五、三	任	主事、區劃整理局庶務課勤務			
大正三、一、七	命	同	同 移轉掛長		
大正四、五、元	同	同	同 工務課勤務	主事	高橋勝三郎
大正五、二、〇	同	同	復興事業局第一出張所勤務		
昭和二、六、三〇	轉	電氣局運輸課			
大正三、六、三	任	技師、區劃整理局第二施業課兼第一施業課勤務		技師	勝目清二
大正四、二、五	免	技師			

大正三、六、三〇	任	主事、區劃整理局庶務課勤務			
大正三、一、七	命	地籍掛長兼土地補償掛長			

大正二、三、六、三〇	任	主事、區劃整理局庶務課勤務		
大正三、一、二、七	命	地籍掛長兼土地補償掛長		
大正二、五、三、九	免	兼土地補償掛長(掛廢止)	主	清水清茂
大正二、五、一、三、六	命	復興事業局庶務課勤務		
大正二、五、一、三、〇	同	第三出張所勤務		
昭和四、六、二、元	免	主事		
大正三、六、二、〇	任	技師、區劃整理局第一施業課兼第二施業課勤務		
大正二、五、二、六	命	復興事業局施業課勤務		
昭和二、一、一、五	同	庶務課兼務	技	阿部喜之丞
昭和三、三、三	同	第二出張所勤務		
昭和三、六、二	同	同		
昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務		
大正三、六、三〇	任	技師、區劃整理局第一施業課勤務		
大正二、八、二、六	命	同		
大正二、四、三、三	同	同		
大正二、四、五、二、元	同	同	技	小野崎繁藏
大正二、五、一、三、六	同	復興事業局		
昭和三、三、六	同	同		
		第三出張所勤務		

第七章 職制

大正二、三、六、三〇	任	主事、區劃整理局庶務課勤務		
大正三、一、二、七	命	地籍掛長兼土地補償掛長		
大正二、五、三、九	免	兼土地補償掛長(掛廢止)	主	清水清茂
大正二、五、一、三、六	命	復興事業局庶務課勤務		
大正二、五、一、三、〇	同	第三出張所勤務		
昭和四、六、二、元	免	主事		
大正三、六、二、〇	任	技師、區劃整理局第一施業課兼第二施業課勤務		
大正二、五、二、六	命	復興事業局施業課勤務		
昭和二、一、一、五	同	庶務課兼務	技	阿部喜之丞
昭和三、三、三	同	第二出張所勤務		
昭和三、六、二	同	同		
昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務		
大正三、六、三〇	任	技師、區劃整理局第一施業課勤務		
大正二、八、二、六	命	同		
大正二、四、三、三	同	同		
大正二、四、五、二、元	同	同	技	小野崎繁藏
大正二、五、一、三、六	同	復興事業局		
昭和三、三、六	同	同		
		第三出張所勤務		

大正三、七、三	任	技師、區劃整理局第一施業課勤務		
大正四、五、元	命	區劃整理局土木課勤務		
大正五、三、〇	同	復興事業局工事課勤務	技師	小栗清次郎
大正五、三、〇	同	工事課工事掛長		

昭和三、八、二四	同	同 庶務課兼務		
昭和三、八、二四	免	技師		
大正三、七、三	任	事務員、區劃整理局第一施業課勤務		
大正三、八、二四	命	同 第二施業課兼務		
大正三、一、八	同	同 工務課兼務		
大正四、九、〇	同	同 第一出張所勤務	主事	櫻木計三郎
大正四、九、三〇	任	主事、同		
大正五、三、六	命	復興事業局第一出張所勤務		
昭和四、六、二	同	同 第二出張所庶務課長		
昭和五、三、三	免	主事		
大正三、九、九	轉	區劃整理局庶務課勤務(地理課事務員ヨリ)		
大正四、三、四	任	主事、右同		
大正四、五、元	命	區劃整理局第三出張所勤務		
大正五、三、六	同	復興事業局同	主事	佐藤隆三
昭和四、四、一	同	同 庶務課兼務		
昭和四、六、一	同	同 勤務		
昭和五、三、三	同	都市計畫課勤務		

第七章 職制

第七章 職制

昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務		
大正三、三、七 大正五、三、六 昭和二、三、〇	任 命 同	事務員、區劃整理局庶務課勤務 復興事業局庶務課勤務		
昭和三、六、七 昭和四、一、二 昭和四、一、二	同 同 任	第一出張所勤務 施業課兼庶務課勤務 施業課清算掛長		主 事 矢島慶次郎
昭和四、一、二 昭和四、一、二 昭和四、一、二	同 同 命	同 同 復興事業局施業課清算掛長		
昭和五、三、三	同	同 庶務課兼務 都市計畫課勤務		
大正三、三、三 大正五、三、六 昭和二、七、七	任 命 任 命	區劃整理事務囑託、第一施業課勤務 同 施業課勤務 主事、復興事業局 右 同 區劃整理課勤務		主 事 三位甚造
大正三、三、三 大正三、三、三 大正四、三、九	任 命 任	事務員、區劃整理局庶務課勤務 同 第四出張所庶務主任 主事、同 第四出張所勤務		主 事 川崎 幹

大正四、三、六
昭和三、三、〇

命
同

復興事業局
同

同
第二出張所勤務

昭和五、三、三	命	區劃整理課勤務		
大正三、三、三	任	事務員、區劃整理局庶務課勤務		
大正三、三、三	命	同 同 第四出張所庶務主任		
大正四、三、九	任	主事、同 第四出張所勤務	主事	川崎 幹

大正四、三、六	命	復興事業局 同		
昭和二、三、一〇	同	同 第二出張所勤務		
昭和三、三、七	免	主事		
大正三、三、二七	任	技師、區劃整理局第二施業課勤務	技師	磯 義介
大正四、五、二九	命	同 第二出張所勤務		
大正五、三、六	同	復興事業局第二出張所勤務		
昭和二、七、三三	免	技師		
大正三、三、二七	任	技師、區劃整理局第一施業課勤務	技師	眞柄 基
大正四、五、二九	命	同 第四出張所勤務		
大正四、八、一五	免	技師		
大正四、一、二六	任	技師、區劃整理局工務課長		
大正五、三、六	命	復興事業局工務課長	技師	中村 琢治郎
昭和四、三、一	同	市街地建築物ノ統制ニ關スル調査ノ爲歐米各國へ出張ヲ命ス		
昭和五、三、三	免	技師		
大正四、一、二六	任	事務員、區劃整理局工務課勤務		
大正五、三、六	命	復興事業局工務課勤務		
昭和三、八、二七	同	同 移轉掛長		

第七章 職制

ト二

大正四、五、二六	任	技師、區劃整理局工務課勤務		
大正四、五、二九	命	同 第三出張所勤務		
大正五、二、三三	同	同 工務課勤務		
大正五、三、六	同	復興事業局工務課勤務	技師	米山保

大正二五、三、一〇	同	同 第四出張所勤務		
昭和五、三、三	免	技師		
大正一四、七、六	任	東京市區劃整理工事々務囑託、庶務課勤務		
大正一五、三、一〇	命	復興事業局第四出張所勤務		
昭和四、一、二四	任	主事、同 第一出張所勤務	主事	玉置政珍
昭和五、三、三	免	主事		
大正一四、七、二五	任	東京市區劃整理工事々務囑託第一出張所勤務		
大正一五、三、六	命	復興事業局第一出張所勤務		
昭和三、六、一四	任	技師、右 同	技師	中大路氏爲
昭和五、二、三	命	復興事業局第一出張所工事課長		
昭和五、三、三	免	技師		
大正一四、一〇、二	任	區劃整理工事々務囑託、土木課勤務		
大正一五、二、一五	命	區劃整理局第四出張所勤務		
大正一五、三、六	同	復興事業局同		
昭和二、九、一	同	同 工事課勤務	技師	下坂茂人
昭和四、二、一	同	同 第二出張所勤務		
昭和四、三、三	任	技師、右 同		

第七章 職制

ト二

第七章 職制

昭和四、九、五 昭和五、三、三	命	同	區劃整理課勤務	第二出張所工事課長		
大正四、一〇、一〇 大正五、三、六	任	命	區劃整理工事々務囑託、第二出張所勤務 復興事業局	同	技師	石川省三
昭和二、九、一 昭和四、一、二五 昭和五、三、三	任	命	復興事業局 技師、右	同	技師	岡崎楨治
大正四、二、三〇 大正五、三、六	任	命	區劃整理工事々務囑託、第四出張所勤務 復興事業局	同	技師	岡崎楨治
昭和二、九、一 昭和四、五、七 昭和五、三、三	任	命	復興事業局 技師、右	同	技師	岡崎楨治
大正四、三、三三 大正五、三、六	任	命	區劃整理工事々務囑託、第四出張所勤務 復興事業局	同	技師	岡崎楨治
昭和二、一、六 昭和二、七、二五 昭和三、三、三	任	命	復興事業局第二出張所勤務 施業課勤務	同	技師	太田 轍

昭和三、八、二四 昭和五、三、三	同	同	區劃整理課勤務	庶務課兼務		
---------------------	---	---	---------	-------	--	--

大正四、三、三	任	區劃整理工事々務囑託、第四出張所勤務		
大正一五、三、六	命	復興事業局	同	
昭和二、一、六	任	技師、右	同	技師 太田 轍
昭和二、七、五	命	復興事業局第二出張所勤務		
昭和五、三、三	同	同 施業課勤務		

昭和五、三、三	命	都市計畫課長	主任	黑川 一治
昭和元、三、二七	任	主事、復興事業局庶務課長		
昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務		
昭和四、三、一	同	同 局工事課工事掛長		
昭和四、九、一九	命	同 局第三出張所工事課長	技師	入江 博
昭和二、九、一	任	技師、右 同		
大正一五、三、六	命	復興事業局第三出張所勤務		
大正一五、七、七	任	區劃整理工事々務囑託、第三出張所勤務		
昭和五、三、六	命	復興事業局 同	技師	松 永次 松
昭和五、三、七	免	技師、區劃整理局第四出張所勤務		
大正一五、六、三〇	任	技師、區劃整理局第四出張所勤務		
大正一五、三、六	命	復興事業局 同		
大正一五、三、三	免	技師		
大正一五、三、三	同	主事		
大正一五、三、六	同	休職		
大正一五、六、二四	命	同 第二掛長	主事	小牧 三百吉
大正一五、六、二四	轉	復興總務部勤務(内記課主事ヨリ)		
昭和五、三、三	同	區劃整理課勤務		
昭和五、三、三	同	同 庶務課兼務		

第七章 職 制

昭和四、二、一 昭和四、二、六	免任	技師、復興事業局第一出張所勤務 技師	技師	岸田美登
昭和二、八、八 昭和三、六、九	免任	區劃整理工事々務囑託、施業課勤務 解囑	囑託	田中勝次郎
昭和三、三、六 昭和三、九、一	免任	技師、復興事業局長 技師	技師	池邊稻生
昭和五、三、三 昭和三、九、一	免轉	復興事業局長(土木局建築課長ヨリ) 技師	技師	福田重義
昭和四、二、三 昭和五、三、三	命任	區劃整理工事々務囑託、庶務課勤務 都市計畫課勤務	囑託	景山榮志

第八章 訴願訴訟

第一節 概 説

今回の土地區劃整理事業は殆ど前例無き大規模の難事業にして其の性質内容等も一般に理解せられざりし爲、事業開始の當初に於ては之に反對する者多かりしのみならず、之が施行に就ては賛意を表する者も自己の土地又は借地に關する換地豫定地の位置、面積、形狀等に付き異議を稱ふる者甚だ多く、又一方に於ては移轉命令に因る損害補償金額若は換地處分に因る清算金額等に就ても不服有りと爲し當局に陳情する者簇出し東京市長施行に係る五十箇地區に於ても其の數實に六千二百七十件に上れり、隨て訴願又は訴訟を提起する者亦多かるべしと豫想せるところ實際の結果は比較的少數にして、昭和六年十二月末日迄の事件數を觀るに訴願事件として六十五件、行政訴訟事件として三十一件、民事訴訟事件として五十件を數へたるに過ぎざりき。

然れども一度之が提起を見るに至りては幾多法規解釋上の難問を生じたり、例へば特別都市計畫法第五條に依る土地區劃整理事業の施行に對し訴願又は行政訴訟を提起し得るや否や、又同法第六條及第八條に依り補償審査會の決定したる補償金額に不服ある者其の決定額の變更を求むる爲土地收用法第八十二條に基き通常裁判所に出訴する場合何人を被告と爲すべきものなりや等の如し、加之不服の内容に亘れる審理に付ても相當複雑せるもの多く、且此の種の事件は前例なかりし爲裁判所に於ても特に慎重審議を重ねられたり、以下節を分ちて詳述すべし。

第二節 訴願及行政訴訟

特別都市計画法第五條に依る土地區劃整理事業の執行に對して訴願又は行政訴訟を許すものなりや否やに付きては前節に於て述べたる如く大いに議論の存するところにして、第一訴願廳たる東京府知事は之に對し消極説を採り大正十五年五月二十七日小川さだより提起に係る訴願に付同年六月二十四日付を以て訴願を提起し得ざるものとして却下の裁決を爲したるを始めとし、爾後の事件は總て同趣旨の裁決を下されたり。

一方行政裁判所に於ても大正十四年第八十七號事件の裁判(大正十五年五月二十二日第三部宣告)に於ては東京府知事と同様訴願又は行政訴訟を提起し得ざるものと解し該訴を却下せり、其の裁判宣告理由を示せば左の如し。

原告ハ都市計画法カ特別都市計畫ニ適用セララルモノナリヤ否甚タ疑ハシト云フモ都市計画法ハ都市計畫ニ關スル一般法ニシテ特別都市計畫法ハ東京及横濱ノ都市計畫ニ關スル特別法ナルコトハ兩法ノ對照上明白ナルカ故ニ東京及横濱ノ都市計畫ニ關シテモ特別都市計畫法ニ規定ナキ事項ニ付テハ都市計畫法ヲ適用スヘキコト勿論ニシテ特別都市計畫法第九條及第十一條ニ都市計畫法ノ規定ヲ準用スル旨ノ規定アルハ同條ニ規定セル事項ハ都市計畫法ニ規定ナキ事項ニ付テモ尙之ニ對シ同法ノ規定ヲ準用スルノ必要ヲ認メタルカ爲ニ外ナラス故ニ特別都市計畫法ニ第九條及第十一條ノ規定アルノ故ヲ以テ都市計畫法ハ特別都市計畫ニ適用ナキモノト斷スルヲ得ス從テ特別都市計畫法ニ依ル土地區劃整理ニ付テモ都市計畫法第十二條第二項ノ適用アルモノトス、原告ハ都市計畫法第十二條ノ土地區劃整理ニ關シテモ同法ニ別段ノ定アル場合ニ於テハ耕地整理法ヲ準用スヘキモノニ非ス而シテ都市計畫法第二十六條ハ第十二條第二項ニ所謂別段ノ定アル場合ニ該當スルヲ以テ第十二條ノ土地區劃整理ニ關シテハ第二十六條ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ト云フモ第十二條第二項ニ所謂本法ニ別段ノ定アル場合トハ土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シ都市計畫

法ニ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ノミヲ指稱スルモノト解スルヲ相當トスヘク從テ第二十六條ハ第十二條第二項ニ所謂本法ニ別段ノ定アル場合ニ該當スルモノニ非サルカ故ニ第十二條ノ土地區劃整理ニ付テモ耕地整理法ヲ準用スヘク其ノ結果同法第六條ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルヲ得サルモノトス

ル土地區劃整理ニ付テモ都市計畫法第十二條第二項ノ適用アルモノトス、原告ハ都市計畫法第十二條ノ土地區劃整理ニ關シテモ同法ニ別段ノ定アル場合ニ於テハ耕地整理法ヲ準用スヘキモノニ非ス而シテ都市計畫法第二十六條ハ第十二條第二項ニ所謂別段ノ定アル場合ニ該當スルヲ以テ第十二條ノ土地區劃整理ニ關シテハ第二十六條ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ト云フモ第十二條第二項ニ所謂本法ニ別段ノ定アル場合トハ土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シ都市計畫

法ニ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ノミヲ指稱スルモノト解スルヲ相當トスヘク從テ第二十六條ハ第十二條第二項ニ所謂本法ニ別段ノ定アル場合ニ該當スルモノニ非サルカ故ニ第十二條ノ土地區劃整理ニ付テモ耕地整理法ヲ準用スヘク其ノ結果同法第六條ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルヲ得サルモノトス而シテ特別都市計畫法第六條ニ依ル本件移轉命令ハ都市計畫法第十二條ノ土地區劃整理ノ爲ニナスモノニ外ナラサルカ故ニ本件移轉命令ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起スルヲ得サルモノトス然るに行政裁判所に於ては其の後大正十五年第八十九號外四件併合事件昭和二年十二月二十七日第一部に於て宣告の裁判に於て曩の判例を變更し行政訴訟を提起し得るものと宣告せり、其の裁判宣告理由を示せば左の如し。

先ツ妨訴抗辯ニ付案スルニ都市計畫法ハ都市計畫ニ關スル一般法ニシテ特別都市計畫ハ東京及横濱ニ於ケル都市計畫ニ關スル特別法ナリ從テ特別都市計畫ニ規定ナク而モ同法ニ抵觸セサル事項ハ都市計畫法ヲ適用スルノ法意ナルコト明ナリ、而シテ都市計畫法第十二條第二項ハ土地區劃整理ニ關シテハ同法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外耕地整理法ヲ準用スル旨ヲ規定シ耕地整理法ニ於テハ土地所有者等カ一人若ハ共同又ハ組合ニ依リ耕地整理ヲ施行スル場合ノミヲ規定スルヲ以テ土地區劃整理モ亦一人若ハ共同又ハ組合ニ依リ施行スルヲ原則トセリ(乙第九號證)從テ此ノ場合ニ於テ耕地整理法第八十六條乃至第八十八條ニ該當スル場合ノ外同法第六條ノ規定ニ依リ土地區劃整理ニ付異議ヲ述フルコト能ハサルハ當然ナリ、然ルニ都市計畫法第十三條第一項ニ於テハ都市計畫トシテ内閣ノ認可ヲ受ケタル土地區劃整理ニ付其ノ認可後一年內ニ其ノ施行ニ著手者ナキ場合ニ於テハ公共團體ヲシテ都市計畫事業トシテ之ヲ施行セシムル旨ヲ規定シ同條第二項ニ於テ右ノ場合ニ耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得ル旨ヲ規定シ之ニ基キ同法施行令第十五條乃至第十九條ニ必要ノ規定ヲ設ケタリ、然レハ都市計畫法第十三條ニ依リ公共團

體ニ於テ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ關スル都市計畫法ノ規定ハ同法第十二條第二項ニ所謂本法ニ別段ノ定アル場合ニシテ右規定及其ノ施行命令ニ規定シタル事項ハ同法第二十六條ニ所謂本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ外ナラスト解スヘキカ故ニ右ノ規定ニ依リ行政廳ノ爲シタル處分ニ付キテハ耕地整理法第六條ノ準用ナキモノニシテ從テ其ノ違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルモノト解セサルヲ得ス、都市計畫法第二十六條ハ土地區劃整理ニ關シテモ前示ノ如ク行政訴訟ヲ許スノ趣旨ニシテ特別都市計畫法第十一條ニ於テハ右第二十六條ヲ特別都市計畫法又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル處分ニ準用スル旨規定セルカ故ニ特別都市計畫法第六條ニ依リテ爲ス移轉命令ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起シ得ルモノト解スルヲ相當トス、之ニ反スル當裁判所ノ判例ハ變更スヘキモノトス被告ハ都市計畫法第十二條第二項ニ依リ土地區劃整理ニ準用シタル耕地整理法第六條ニ於テ本法中別ニ規定アル場合ヲ除クノ外土地ノ所有者占有者關係人其ノ他整理施行地ニ權利ヲ有スル者ハ耕地整理ノ施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得スト規定シ耕地整理ノ施行ニ關スル事項ニ付テハ行政訴訟ヲ禁止シ整理施行ノ貫徹平易ヲ圖リタルモノニシテ土地區劃整理ノ施行ニ關スル事項タル移轉命令ニ付テモ行政訴訟ヲ許ササルモノナルコト法理上明ナリ而シテ都市計畫法第二十六條及特別都市計畫法第十一條ニ於テ右等法律又ハ右等法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政訴訟ヲ許スノ規定ヲ設ケタルハ土地區劃整理ノ施行ニ關スル事項ニ付行政訴訟ノ提起ヲ許シタル規定ニ非スシテ土地區劃整理ノ施行ニ關セサル事項ニ付行政訴訟ノ提起ヲ許シタルニ外ナラス土地區劃整理ノ施行ニ付テハ絶對ニ行政訴訟ヲ許シタルモノニ非スト主張スト雖都市計畫法第二十三條ハ行政執行法第五條及第六條ノ規定及之ニ基キテ發スル命令ヲ都市計畫法若ハ之ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強制スル場合ニ準用シ一般ノ都市計畫事業タルト土地區劃整理事

業タルトヲ區別セス又同法第二十四條ハ同法若ハ同法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收スルコトヲ得ル旨ヲ規定シ一般ノ都市計畫事業タルト土地區劃整理事業タルトヲ區別セス然ルニ同法第二十五條

タルハ土地區劃整理ノ施行ニ關スル事項ニ付行政訴訟ノ提起ヲ許シタル規定ニ非スシテ土地區劃整理ノ施行ニ關セサル事項ニ付行政訴訟ノ提起ヲ許シタルニ外ナラス土地區劃整理ノ施行ニ付テハ絶對ニ行政訴訟ヲ許シタルモノニ非スト主張スト雖都市計畫法第二十三條ハ行政執行法第五條及第六條ノ規定及之ニ基キテ發スル命令ヲ都市計畫法若ハ之ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ作爲又ハ不作爲ヲ行政廳カ強制スル場合ニ準用シ一般ノ都市計畫事業タルト土地區劃整理事

業タルトヲ區別セス又同法第二十四條ハ同法若ハ同法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ私人ノ義務ニ屬スル負擔金其ノ他ノ費用ハ行政廳國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收スルコトヲ得ル旨ヲ規定シ一般ノ都市計畫事業タルト土地區劃整理事業タルトヲ區別セス然ルニ同法第二十五條ニモ亦同法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル處分ニ不服アル者ニ一般ニ訴願ノ提起ヲ許ス旨ヲ規定シ同法第二十六條ニモ同法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ニ一般ニ行政訴訟ノ提起ヲ許ス旨ヲ規定セルニ拘ラス前示第二十五條ノ訴願及第二十六條ノ行政訴訟ハ第二十三條及第二十四條ノ場合ト異ナリ一般ノ都市計畫事業ニ關スル行政廳ノ處分ニ對シテノミ之ヲ許シ土地區劃整理ニ付テハ之ヲ許ササルノ趣旨ナリト解スヘキ何等ノ根據アルコトナシ唯都市計畫法第十二條第二項ニ於テハ土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用スル旨規定セルモ同條ニハ別段ノ定アル場合ヲ除クトアルノミナラス耕地整理法第六條ニモ別ニ規定アル場合ヲ除外セルニ依リ都市計畫法第十二條第二項ノ規定アルノ故ヲ以テ都市計畫法第二十六條中ニ區劃整理ニ關スル場合ヲ包含セサルモノト解スヘキ根據ト爲スコトヲ得ス被告ノ主張ハ理由ナシ被告ハ土地區劃整理ノ施行ハ其ノ施設ノ複雜ニシテ實施ノ困難ナルコト田園壠圃ニ於ケル耕地整理ノ施行ト同日ノ談ニ非サルノミナラス特別都市計畫事業ニ於ケル區劃整理ノ施行ハ廣汎ナル創設的組織的機械的秩序ニ依リテ進行スルモノニ係リ偶々其ノ統一的計畫中其ノ移轉命令ノ一又ハ換地處分ノ一ヲ執リ行政訴訟ノ結果ヲ俟チテ之ヲ左右シ廣汎ナル既定ノ秩序ヲ變更スルカ如キハ到底夢想タモ爲シ得ヘキニ非スト主張スレトモ土地區劃整理カ田園壠圃ニ於ケル耕地整理ニ比シ施設ノ複雜ニシテ實施ノ困難ナルコト勿論ナルモ土地所有者關係人ノ利害ノ重大ナルコト亦耕地整理ノ比ニ非サルヲ以テ其ノ權利保護亦一層周到ナルヲ要スルノ理由アリ然ルニ耕地整理ニ付テハ同法第八十六條及第八十八條ニ於テ或程度迄異議ヲ述フ

ルコトヲ許シ特ニ第八十八條ニ於テハ換地處分ニ關スル總會ノ表決ニ違法アル場合等ニ於テ異議ヲ述フルコトヲ許セルニ拘ラス被告主張ノ如クスレハ區劃整理施行ニ關シテハ行政廳ノ處分ニ如何ニ重大ナル違法ノ點アルモ何等救濟ノ途ナキコトトナリ法ノ本旨ニ合セサルコト明ナルカ故ニ被告ノ右主張亦採用スルコトヲ得ス

前記の如き裁判ありたるも整理施行者及東京府知事は右裁判宣告理由は毫も承服するに足らざるものと爲し、爾後の行政訴訟事件に付ては左記要領の反駁的抗辯を提出し極力之に抗爭せり。

行政訴訟ハ法律勅令ニ依リ特ニ之ヲ許シタル事件ニ限リ提起シ得ヘキコトハ行政裁判法第十五條ノ明定スルトコロナリ而シテ原告カ本件訴訟ヲ提起スル基礎ハ本訴ノ目的タル東京市長ノ處分ハ都市計畫法並特別都市計畫法ニ基キテ爲サレタルモノナレハ都市計畫法第二十六條特別都市計畫法第十一條ノ適用アリトノ見解ニ出ツルモノニ外ナラス然レトモ原告ノ右見解ハ之ヲ正當ナリト爲スコトヲ得ス今左ニ其ノ理由ヲ詳述スヘシ

第一 東京市ニ於ケル震災地ノ土地區劃整理ハ大正十三年內務省告示第三百三十一號及第三百三十二號ニ依リ都市計畫事業トシテ行ハルルトコロニシテ都市計畫法及特別都市計畫法ノ適用アルモノタルコト一點ノ疑ヒ無ク本訴ノ目的物タル東京市長ノ處分ハ都市計畫法第十二條ニ依リ準用セララルトコロノ耕地整理法第三十條ニ基キテ爲サレタルモノナリトス而シテ都市計畫法第二十六條ハ同法ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起シ得ル旨ヲ規定シ更ニ右規定ハ特別都市計畫法第十一條ニ依リテ同法ニ基キテ爲ス行政處分ニモ準用セラレタルヲ以テ本件東京市長ノ處分ニ對シテハ行政訴訟ヲ許スモノノ如ク疑ハレサルニアラスト雖都市計畫事業トシテ行ハルル土地區劃整理ニ付テハ都市計畫法第十二條ニ依リ耕地整理法ノ準用アルモノニシテ都市計畫事業中土地區劃整理ノミハ耕地整理法ニ依リテ行ハルヘク都市計畫法ト耕地整

理法トノ關係ハ都市計畫法ハ都市計畫ニ關スル一般法ナルニ對シ耕地整理法ハ都市計畫中土地區劃整理ニ關シテノミ特ニ適用サルル特別法的關係ニ立ツモノト云フヘク從テ土地區劃整理ニ關シテハ耕地整理法ノ規定ハ都市計畫法ノ規定ニ優先シテ適用セラレヘキ關係ニアルモノト解セサル

ルトコロノ耕地整理法第三十條ニ基キテ爲サレタルモノナリトス而シテ都市計畫法第二十六條ハ
同法ニ規定シタル事項ニ付行政廳ノ爲シタル違法處分ニ對シテハ行政訴訟ヲ提起シ得ル旨ヲ規定
シ更ニ右規定ハ特別都市計畫法第十一條ニ依リテ同法ニ基キテ爲ス行政處分ニモ準用セラレタル
ヲ以テ本件東京市長ノ處分ニ對シテハ行政訴訟ヲ許スモノノ如ク疑ハレサルニアラスト雖都市計
畫事業トシテ行ハルル土地區劃整理ニ付テハ都市計畫法第十二條ニ依リ耕地整理法ノ準用アルモ
ノニシテ都市計畫事業中土地區劃整理ノミハ耕地整理法ニ依リテ行ハルヘク都市計畫法ト耕地整

理法トノ關係ハ都市計畫法ハ都市計畫ニ關スル一般法ナルニ對シ耕地整理法ハ都市計畫中土地區
劃整理ニ關シテノミ特ニ適用サルル特別法的關係ニ立ツモノト云フヘク從テ土地區劃整理ニ關シ
テハ耕地整理法ノ規定ハ都市計畫法ノ規定ニ優先シテ適用セラルヘキ關係ニアルモノト解セサル
ヘカラストモ都市計畫法第十二條第二項ニハ「本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」ト規定シアレト
モ其ノ所謂別段ノ定「下」ハ土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キ事項ニ關シ都市計畫法又ハ其
ノ關係法令ニ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ノミヲ指稱スルモノト解スヘキナリ即土地區劃整理ト耕
地整理ト性質ノ異ナル點アル爲又ハ其ノ施行者カ公共團體若ハ行政廳行政官廳ヲ含ム以下單ニ行
政廳ト稱スナル爲組合施行又ハ一人施行者ハ共同施行ノ場合ノミヲ想像シテ制定セラレタル耕地
整理法ノ規定ヲ直チニ準用シ難キニ因リ特ニ設ケラレタル規定假ヘハ都市計畫法第十三條乃至第
十五條、同法施行令第十五條乃至第二十條竝ニ特別都市計畫法第三條乃至第九條同法施行令第四
條乃至第三十九條ノ規定ノ如キヲ指スモノナリ、故ニ右規定ニ抵觸セサル耕地整理法ノ規定ハ總
テ都市計畫法及特別都市計畫法ノ規定ニ優先シテ其ノ準用アルモノト解スヘキナリ、仍テ都市計
畫法第二十五條、第二十六條ノ規定ニ付テ稽フルニ土地區劃整理ト耕地整理トノ性質上ノ相違又
ハ其ノ施行者カ公共團體若ハ行政廳ナル爲其ノ準用ヲ許ササルモノトシテ特ニ設ケラレタル規定
ニアラストシテ一般都市計畫ニ共通ノ規定ナリ隨テ都市計畫法第十二條第二項ニ所謂別段ノ定ニ該
當セサルモノト云ハサルヘカラスト、而シテ特別都市計畫法第十一條ニ於テ右規定ヲ準用セルモ之
亦特別都市計畫法第五條ニ依ル土地區劃整理ノ施行ニ關シ訴訟又ハ行政訴訟ヲ許シタルモノニハ
非スシテ特別都市計畫法ニ規定アリテ都市計畫法ニ規定ナキ一般都市計畫事項ニ付之ヲ許スノ必
要ヲ認メ此ノ規定ヲ設ケタルニ外ナラス

翻テ耕地整理法第六條ノ規定ヲ觀ルニ「本法中別ニ規定アル場合ヲ除クノ外土地ノ所有者占有者關

係人其ノ他整理施行地ニ付權利ヲ有スル者ハ耕地整理ノ施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス下規定セリ故ニ耕地整理法ニ依レハ整理施行者ノ爲ス處分ニ付テハ原則トシテ行政訴訟ノ提起ハ勿論其ノ他何等ノ異議ヲ述フルコト能ハサルモノト云フヘク從テ耕地整理法ノ準用ヲ受クル都市計畫事業トシテノ土地區劃整理ニ關シテハ特別都市計畫法第六條第四項、第八條第三項ノ如ク特ニ明文ノ定アルモノノ外ハ何等ノ方法ニ依ルヲ問ハス異議ヲ述フルコトハ絕對ニ法律ノ許ササルトコロナリト解セサルヘカラス即土地區劃整理ニ關シテハ耕地整理法第六條ノ規定アル結果トシテ都市計畫法第二十五條、第二十六條ハ其適用無キモノト解スヘク原告カ都市計畫法第二十六條特別都市計畫法第十一條ヲ基礎トシテ提起シタル本訴ハ法律ノ許ササルトコロナリト云ハサルヘカラス

第二 以上ノ如ク耕地整理法カ耕地整理ノ施行ニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ得サルモノト爲シタル理由ハ整理施行地ノ權利者ハ各自獨立ノ地位ヲ有スルモノナルモ整理施行其ノモノハ施行地ノ各種權利ニ付キ獨立シテ觀察シ得ヘキモノニアラスシテ整理施行ノ全體ヲ通シ組織的一體トシテ之ヲ觀察セサルヘカラス例ヘハ土地權利者ノ一人ニ對スル行政處分ヲ取消スカ如キコトアラハ其影響スルトコロ其一人ニノミ止マラスシテ必スヤ整理施行ノ全體ニ波及シ之カ爲ニ全組織全設計ヲ變更セサルヘカラサルニ至ルヘシ斯クノ如クンハ耕地整理ハ到底之ヲ施行スルコト能ハサルニ至ルヘシ此故ニ耕地整理法ハ整理施行ソノモノニ對シテハ絕對ニ異議ヲ述フルコト能ハサルモノト爲シタルニ外ナラス都市計畫事業タル土地區劃整理ハ耕地整理ニ比スレハ更ニ一層複雑ナル組織的設計ヲ要スルモノニシテ整理施行ソノモノニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ禁スルノ必要ハ更ニ大ナルモノアリ斯ルカ故ニ都市計畫事業タル土地區劃整理ニ關シテハ耕地整理法ヲ準用シ其第六條ノ準用ニ依リテ整理施行ソノモノニ對シテハ絕對ニ異議ヲ述フルコト能ハサルモノト定メ以テ土

地區劃整理ノ組織的設計ヲ覆スコト無カラシム其ノ理由全ク茲ニ存スト云ハサルヘカラス

第三 本件ト同様ノ事件タル行政裁判所大正十四年第八十七號移轉命令竝換地處分ニ對スル不服事件ノ裁判ニ於テハ月カニ前地ノ趣旨ヲ採用セラレタリ然ルニ同德大正十五年第八十七號外四件

變更セサルヘカラサルニ至ルヘン斯クノ如クハ耕地整理ハ到底之ヲ施行スルコト能ハサルニ至ルヘン此故ニ耕地整理法ハ整理施行ソノモノニ對シテハ絕對ニ異議ヲ述フルコト能ハサルモノト爲シタルニ外ナラス都市計畫事業タル土地區劃整理ハ耕地整理ニ比スレハ更ニ一層複雑ナル組織的設計ヲ要スルモノニシテ整理施行ソノモノニ對シテ異議ヲ述フルコトヲ禁スルノ必要ハ更ニ大ナルモノアリ斯ルカ故ニ都市計畫事業タル土地區劃整理ニ關シテハ耕地整理法ヲ準用シ其第六條ノ準用ニ依リテ整理施行ソノモノニ對シテハ絕對ニ異議ヲ述フルコト能ハサルモノト定メ以テ土

地區劃整理ノ組織的設計ヲ覆スコト無カラシム其ノ理由全ク茲ニ存スト云ハサルヘカラス

第三 本件ト同様ノ事件タル行政裁判所大正十四年第八十七號移轉命令竝換地處分ニ對スル不服事件ノ裁判ニ於テハ明カニ前述ノ趣旨ヲ採用セラレタリ然ルニ同廳大正十五年第八十七號外四件併合事件ノ裁判ニ於テハ前ノ判例ヲ變更シ公共團體又ハ行政廳カ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行スル場合ニ於テハ耕地整理法第六條ハ其ノ準用ナキモノト斷シタレトモ其ノ理由ヲ考察スルニ毫モ承服スルニ足ラス今左ニ之ヲ詳述ス

(一) 判決理由第一點ノ要旨ハ都市計畫法第十三條ニ依リ公共團體判例ハ公共團體カ都市計畫法第十三條ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合ノミヲ例示シタルモ行政廳カ特別都市計畫法第五條ニ依リ土地區劃整理ヲ施行スル場合モ同様ニ解スル趣旨ナリト信スカ都市計畫事業トシテ土地區劃整理ヲ施行スルニ當リ耕地整理法ノ規定ヲ準用シ難キ爲特ニ必要ナリトシテ設ケラレタル規定ノミカ都市計畫法第十二條第二項ニ所謂別段ノ定ニ該當スルモノナルコトハ是ヲ是認セルニ拘ハラズ之等ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ處分ハ都市計畫法第二十六條ニ所謂本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ外ナラサルカ故ニ都市計畫法第二十六條ヲ適用スヘキモノニシテ耕地整理法第六條ハ其ノ準用ナシト斷シタルモ都市計畫法第二十六條ハ都市計畫事業トシテ施行スル土地區劃整理ニ付耕地整理法ヲ準用シ難キニ因リ特ニ設ケラレタル規定ニ非サルコト前段所論ノ如シ隨テ此ノ場合ニアリテハ耕地整理法第六條ト都市計畫法第二十六條ト競合スルモノト謂ハサルヘカラス而シテ右規定カ競合シタル場合ニ何レヲ適用スヘキカニ付テハ第一ニ於テ詳述シタル如ク耕地整理法第六條ハ特別法トシテ都市計畫法第二十六條ニ優先シテ其ノ準用ヲ見ルヘキモノナリ然ルニ判旨ハ茲ニ言及セス單ニ整理施行者ノ爲シタル處分カ都市計畫法第二十六條ニ所謂本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付爲シタル

處分ナルノ故ヲ以テ行政訴訟ヲ許スヘキモノト爲シタルハ理由不備ノ誹ヲ免レス而シテ該判例カ前述ノ如ク斷シタルハ此ノ場合ニ都市計畫法第二十六條ト耕地整理法第六條ト競合スルモノナルコトヲ否定シタルカ爲ナルカ將又其ノ競合アリタル場合ニ於テハ都市計畫法第二十六條カ優先シテ適用セラルルモノト解シタルカ爲ナリヤハ明カナラスト雖都市計畫法第二十六條ノ規定カ一般都市計畫事項ニ共通ノ規定ナルコトハ殆ト疑義ノ餘地ナキモノナレハ都市計畫法第十二條第二項ニ所謂別段ノ定ニ該當セサルモノト云ハサルヘカラス然シテ耕地整理法第六條ノ規定カ都市計畫法第二十六條ノ規定ニ優先シテ適用セラルヘキモノナルコトモ亦前段詳述ノ如クナレハ右判旨ノ不當ナルコト多言ヲ要セサルトコロナリ

(二) 判決理由第二點ノ要旨ハ都市計畫法第二十三條第二十四條ノ規定ハ土地區劃整理事業タルト其ノ他ノ都市計畫事業タルトヲ問ハス一般的ニ適用セラルルモノナルニ獨リ同法第二十五條、第二十六條ノ規定ノミハ一般ノ都市計畫事業ニ限り適用セラレ土地區劃整理事業ニハ其ノ適用ナキモノト解スヘキ何等ノ根據アルコトナント爲シタレトモ都市計畫法第二十五條、第二十六條ノ規定モ亦第二十三條、第二十四條ノ規定ト同様一般的ニハ其ノ適用アルモノナルモ第二十五條、第二十六條ニ於テ規定スル事項ニ付テハ耕地整理法第六條ニ之ト異ナル規定アリテ同規定カ優先準用ノ結果其ノ適用ヲ排除セラルルノミ

(三) 判決理由第三點ノ要旨ハ土地區劃整理事業カ田園墾圃ニ於ケル耕地整理ニ比シ施設ノ複雑ニシテ實施ノ困難ナルコト勿論ナルモ土地所有者關係人ノ利害ノ重大ナルコト亦耕地整理ノ比ニ非サルヲ以テ其ノ權利保護モ亦一層周到ナルヲ要スルノ理由アリ然ルニ耕地整理ニ付テハ同法第八十六條及第八十八條ニ於テ或程度迄異議ヲ述フルコトヲ許シ特ニ第八十八條ニ於テハ換地處分ニ關スル總會ノ表決ニ違法アル場合ニ於テ異議ヲ述フルコトヲ許セルニ拘ラス被告主張ノ如ク

スレハ土地區劃整理施行ニ關シテハ行政廳ノ處分ニ如何ニ重大ナル違法ノ點アルモ何等救濟ノ途ナキコトトナリ法ノ本旨ニ合セサルコト明カナリト謂フニアルモ抑モ我國行政裁判ノ制度ハ人民ノ利害ニ重大ノ關係アル事項ニ付總會ヲ出訴ヲ許スノ制度ニ非スニ生實カ異議ヲ許シ

(三) 判決理由第三點ノ要旨ハ土地區劃整理カ田園墾圃ニ於ケル耕地整理ニ比シ施設ノ複雜ニシテ實施ノ困難ナルコト勿論ナルモ土地所有者關係人ノ利害ノ重大ナルコト亦耕地整理ノ比ニ非サルヲ以テ其ノ權利保護モ亦一層周到ナルヲ要スルノ理由アリ然ルニ耕地整理ニ付テハ同法第八十六條及第八十八條ニ於テ或程度迄異議ヲ述フルコトヲ許シ特ニ第八十八條ニ於テハ換地處分ニ關スル總會ノ表決ニ違法アル場合ニ於テ異議ヲ述フルコトヲ許セルニ拘ラス被告主張ノ如ク

スレハ土地區劃整理施行ニ關シテハ行政廳ノ處分ニ如何ニ重大ナル違法ノ點アルモ何等救濟ノ途ナキコトトナリ法ノ本旨ニ合セサルコト明カナリト謂フニアルモ抑モ我國行政裁判ノ制度ハ人民ノ利害ニ重大ノ關係アル事項ニ付總テ出訴ヲ許スノ制度ニ非スシテ事ノ性質カ異議ヲ許シ得ル事項ニシテ且現在ニ於ケル行政裁判所ノ組織機能ヲ以テ其ノ審理裁判ニ適シタルモノト認ムヘキ事項ニ限り之ヲ許シタルモノナリ、故ニ事ノ性質カ異議ヲ許ササルモノナルカ又ハ現在ニ於ケル行政裁判所ノ審理裁判ニ適セサル事項ナルトキハ人民ノ利害ニ如何ニ重大ナル關係アルモ其ノ出訴ヲ許ササルノ制度ナリ、斯ルカ故ニ行政裁判法第十六條ニ於テモ行政裁判所ハ損害要償ノ訴訟ヲ受理セス_下規定シタリ固ヨリ損害要償ノ事件ハ損害要償ニ非サル事件ニ比シ人民ノ利害ニ重大ノ關係ナシト謂フヲ得サレトモ之レヲ現在ノ行政裁判所ノ組織機能ニ鑑ミ斷然其ノ權限ニ屬セシメサルコトトナシタルモノニ外ナラス仍テ本件ノ場合ニ付案スルニ彼ノ施設ノ簡單ニシテ實施ノ容易ナル田園墾圃ニ於ケル耕地整理ニ付テモ尙事ノ性質上行政訴訟ヲ許ササルモノトナシタル以上災後復興ノ非常手段トシテ一ニ廣汎ナル創設的、組織的、秩序ニ依リ進行スル土地區劃整理事業ニ對シ單ニ人民ノ利害ニ付重大ナル關係アルノ故ヲ以テ行政裁判所ノ權限ニ歸屬セシメムトスルカ如キハ我國現行ノ行政裁判制度ノ本質ヲ誤解スルモノト謂フヘシ殊ニ土地區劃整理ニ關スル事項中最モ重大ナル行政處分ハ換地處分ニ外ナラサルモ右換地處分ハ耕地整理法第三十條ノ準用ニ依リ從前ノ土地ノ地目、面積、等位等ヲ標準トシテ換地ヲ交付スヘキモノナルモ地目、面積、等位等ヲ以テ相殺スルコト能ハサル部分ニ付テハ總テ金錢ヲ以テ清算スヘキモノニシテ其ノ清算ハ換地處分ノ内容ヲ爲シ而モ關係類地ニ比照シテ其ノ數額ヲ決定スルモノナルノミナラス土地區劃整理施行地區ヲ一團トシテ決定スルモノナレハ其ノ數額ノ算定ニ付テハ專門的、技術的知識ヲ要シ到底普通ノ損害要償事件ノ比ニ非ス故ニ偶々此ノ

一點ヨリ觀ルモ損害要償事件ヲ審理セラレサル御廳ノ審理事項ニ適セサル案件タルコト明カナリ尙右判示ニ依レハ耕地整理ノ施行ニ關シテハ耕地整理法第八十六條及第八十八條ノ規定ニ依リ或程度迄異議ヲ許シタルニ拘ラス土地區劃整理ニ關シテハ絕對ニ異議ヲ許ササルハ不當ナリト指摘セラレタルモ土地區劃整理ノ施行ニ關シテモ特別都市計畫法第六條第四項及第八條第三項ニ依リ移轉命令ニ因ル損害補償金並土地減少ニ因ル損害補償金ニ關シ異議アルモノハ通常裁判所ニ出訴ヲ許セルモノニシテ如上枝葉ノ點ノ相違ノ如キハ畢竟各當該事項ノ本質ヨリ流出スル當然ノ結果ニシテ之カ相違アル爲出訴ヲ許スノ根據ト爲スニ足ラサルナリ

以上の如き理由に依り東京府知事と協力し其の判例を非難し之が再度の變更に勉めつゝあるも未だ其の判例を變更せらるゝに至らず。

然れども前述の議論は事業の執行其のものに對して異議を述べ得るや否やの問題なれば、事業の執行其のものと認め難き事項に在りては都市計畫法第二十五條第二十六條の一般原則に依り訴願又は行政訴訟を許さるべきものなれば、之等の事項に付ては整理施行者及東京府知事に於ても訴願事項若は行政訴訟事項として取扱はれたること勿論なり、例へば代執行費用又は換地處分に因る清算金納付義務を履行せざる爲整理施行者に於て國稅滯納處分の例に依り其の財産を差押へたることに對する不服事件若は清算金納付義務移轉の認定處分に對する不服事件の如き事項に在りては訴願廳に於ても内容に入りて審理を遂げられたるものなり、仍て其の内容を通覽するに大體

(一) 移轉命令に對する不服事件
(二) 換地豫定地の指定に對する不服事件
(三) 換地處分に對する不服事件等其の主たるものにして

(一) 移轉命令に對する不服の理由は移轉命令其のものが單に憲法違反の處分なりと爲すものもあるも

實質的には換地豫定地の指定に不服ある者多し。

(二) 換地豫定地の指定に對する不服理由は其の位置を不當なりと爲す者若は面積間口が甚しく減少

事件若は清算金納付義務移轉の認定處分に對する不服事件の如き事項に在りては訴願廳に於ても内容に入りて審理を遂げられたるものなり、仍て其の内容を通覽するに大體 (一) 移轉命令に對する不服事件 (二) 換地豫定地の指定に對する不服事件 (三) 換地處分に對する不服事件等其の主たるものにして

(一) 移轉命令に對する不服の理由は移轉命令其のものが單に憲法違反の處分なりと爲すものあるも

實質的には換地豫定地の指定に不服ある者多し。

(二) 換地豫定地の指定に對する不服理由は其の位置を不當なりと爲す者若は面積間口が甚しく減少せることを不當と爲す者多し。

(三) 換地處分に對する不服理由は其の殆ど全部が清算金の算定を不當と爲すものなり。

而して昭和六年十二月末日迄に提起せられたる事件にして東京市長施行地區に屬するもの、審理狀況を觀るに悉く整理施行者側に有利なる裁決若は裁判を受けつゝあり。

今其の處理概況を示せば左表の如し。

土地區劃整理に關する訴願事件一覽表

訴願の種類	總件數	取下完結	却下完結	進行中
一、移轉命令に關する不服事件	三	一	三	一
二、換地豫定處分に關する不服事件	三	二	一	一
三、換地豫定地不指定に關する不服事件	一	一	一	一
四、從前の私道敷に對する換地豫定處分並換地豫定地内に於ける私道指定處分に關する不服事件	一	一	一	一
五、耕地整理法第二十七條に依る處分に關する不服事件	一	一	一	一
六、戒告處分並強制執行に關する不服事件	一	一	一	一
七、代執行費の決定處分に關する不服事件	三	一	三	一
八、移轉命令代執行處分並費用決定處分無效確認及債權差押に關する不服事件	一	一	一	一
九、換地處分に關する不服事件	九	二	七	一

第八章 訴願訴訟

- 十、清算金納付義務移轉通知に對する不服事件
- 十一、清算金賦課處分に對する不服事件

累 計

一	二	三
一	二	三
一	二	三
一	二	三

七三二

備考 一 本表は東京市長施行地區に屬するものゝみを掲げたり。
 二 清算金賦課處分に對する不服事件は區長の賦課處分に對する不服事件なるも結局區長が整理施行者に代りて爲したる處分に對し提起せるものなるに因り之を掲ぐることにせり。
 土地區劃整理に關する行政訴訟事件一覽表

訴 訟 の 種 類	總件數	取下完結	訴被完結勝	訴原告完結勝	進行中
一、移轉命令に關する不服事件	二〇	三	三	一	五
二、換地豫定處分に關する不服事件	四	一	二	一	一
三、換地豫定地不指定に關する不服事件	二	一	二	一	一
四、移轉命令代執行處分並費用決定處分無效確認及債權差押に關する不服事件	一	一	一	一	一
五、換地處分に關する不服事件	四	一	一	一	一
累 計	三三	四	七	一	三〇

備考 本表は東京市長施行地區に屬するものゝみを掲げたり。

第三節 民事訴訟

土地區劃整理の施行に依り損害を受けたる者にして、特別都市計畫法第六條、第八條、耕地整理法

第七條、第八條、第二十七條、第二十七條ノ二、第二十八條等に該當するときは其の損害の補償を求め得るは勿論、其の補償金決定額に不服あるときは通常裁判所に出訴して之を争ひ得るものなるも、此の場合何人を被告と爲すべきものなりやの疑なきにあらず、就中特別都市計畫法第六條及第八條に

備考 本表は東京市長施行地區に屬するものゝみを掲げたり。

第三節 民事訴訟

土地區劃整理の施行に依り損害を受けたる者にして、特別都市計畫法第六條、第八條、耕地整理法

第七條、第八條、第二十七條、第二十七條ノ二、第二十八條等に該當するときは其の損害の補償を求め得るは勿論、其の補償金決定額に不服あるときは通常裁判所に出訴して之を争ひ得るものなるも、此の場合何人を被告と爲すべきものなりやの疑なきにあらず、就中特別都市計畫法第六條及第八條に依り準用せらるゝ土地收用法第八十二條に基き通常裁判所に出訴する場合に於て其の問題の論争を生じたり、即ち市長が整理施行者たる場合に在りては之が被告としての當事者は其の市長なりや若は國なりや或は右市長の統轄する公共團體なりや又内務大臣が整理施行者たる場合に於ても其の被告當事者は内務大臣なりや將又國なりやの問題あり、而して復興局及東京市に於ては國を被告として出訴すべきものなりとの見解を持し、内務大臣又は市長若は公共團體を被告として出訴せる事件に對しては何れも右趣旨の妨訴抗辯を提出して抗争したるところ、東京地方裁判所及東京控訴院に於ては市長又は内務大臣を以て被告當事者と爲すを相當と解し、其の他の者を被告とせる訴は總て不合法なるものとして之を却下せり、然るに大審院に於ては之等の者の何れを被告と爲すも不可なきものと判定せられたり、即ち昭和二年(オ)第六百八十七號上告人北村善政被告上告人大阪府間の土地收用補償金請求事件(特別都市計畫法第六條又は第八條に依る補償金の決定に對し不服ある者が其の費用負擔者たる公共團體を被告として提起せる訴と同様の事件)の妨訴抗辯に付昭和五年一月二十九日言渡されたる判決に依れば費用負擔者たる大阪府を被告と爲すも將又國の機關としての府知事を以て被告と爲すも不可なしと判示せられ又昭和三年(オ)第八百七十五號上告人東京市長被告上告人帝國硝子工業株式會社間の移轉補償金請求事件(國の機關たる市長を被告とせるもの)の妨訴抗辯に關し昭和五年二月十九日言渡されたる判決に依れば、右訴訟に於ては國を被告として表示するも不可なきと共に其の機關たる市長若は内務大臣を被告と爲すも不可なしと判示せられたり、左に前示二箇の判決理由を擧示すべし。

昭和二年(オ)第六百八十七號事件ノ判決理由書

上告論旨第一點ハ原判決ハ收用補償金増額ヲ求ムル本訴ノ被告ハ大阪府知事タルヘキモノナリト謂フト雖本訴ノ被告タルヘキモノハ大阪府知事ニ非スシテ大阪府ナルコトハ土地收用法第四十七條道路法第三十三條第二項ノ明定スル所ナレバ原判決ハ法律ヲ誤解シタル失當アリト信ス蓋本訴ノ被告タルヘキ者ハ補償義務者ナルコトハ何等疑義ナク本件國道新設ノ爲メ所要ノ土地ヲ收用シタル場合ニ何人カ補償義務者ナリヤヲ按スルニ土地收用法第四十七條ニ依リ補償義務者ハ起業者ナリト斷スヘキカ如シト雖同條ハ土地收用法第二條ニ基キ土地收用ヲ許サレタル國防軍事其ノ他各種ノ事業ニ於テ原則トシテ起業者カ補償義務ヲ負擔スヘキ旨ヲ規定シタルモノニシテ本件道路ノ如ク土地收用法ニ對シ特別法タル道路法第三十三條第二項ヲ設ケ道路ニ關スル一切ノ費用(學者ノ所謂道路負擔ニシテ土地收用補償金ハ其ノ一部ヲ構成ス)ヲ起業者ニアラサル管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體即チ本件ニ於テハ大阪府ヲシテ負擔セシムルコトニ定メタル場合ハ補償義務者ハ起業者ニ非スシテ費用負擔者タル大阪府ナリト謂ハサルヘカラスト云ヒ同第二點ハ原判決ハ土地收用法第四十七條及道路法第三十三條ヲ誤解シ法律ノ適用ヲ誤リタル違法アリト信ス蓋土地收用法第四十七條ノ法意ヲ按スルニ土地收用法ハ國家カ公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲必要ナル土地ノ所有權又ハ使用權ヲ徵收シテ之ヲ起業者ニ設權的ニ移轉スル處分ニシテ土地所有者ニ對シ土地收用ノ損失ヲ補償スルハ理論上收用權ノ主體タル國家ノ爲スヘキモノタリ唯衡平ノ要求上起業者ハ收用ニ依リテ特別利益ヲ得ルカ故ニ國家ハ之ニ對シテ報償ヲ請求シ得ルモノト爲ササルヘカラスト如ク國家ハ一方ニ於テハ土地所有者ニ對シテ收用ニ因ル損失ヲ補償シ他方ニ於テ起業者ニ對シテ報償ヲ請求スヘキモノナリト雖無用ノ手續ヲ省略スル爲起業者ヲシテ直接ニ土地所有者ニ補償セシムルヲ妨ケサルカ故ニ土地收用法第四十七條ノ制定ヲ見タル次第ニシテ同條ハ全ク理論ニ捕ハレス便宜ヲ主トシテ制定セラレタルモノナルヲ以テ(京都法學會雜誌第十三卷第五號雉本博士所說)土地收用法上ノ補償義務者ヲ定ム

ルニ付テモ亦理論ニ偏セス便宜ヲ主トシテ決定セサルヘカラスト從テ費用負擔者ノ大阪府ナル場合ニ於テハ土地收用法上ノ補償義務者ハ大阪府ナリト解シ大阪府ニ對シテ補償金ノ支拂ヲ請求スルハ一旦大阪府知事ヲ相手方トシテ訴訟ヲ提起シタル後大阪府ヲシテ其ノ費用ヲ負擔セシムルコトハ爲ス

ルカ故ニ國家ハ之ニ對シテ報償ヲ請求シ得ルモノト爲ササルヘカラス斯ノ如ク國家ハ一方ニ於テハ土地所有者ニ對シテ收用ニ因ル損失ヲ補償シ他方ニ於テ起業者ニ對シテ報償ヲ請求スヘキモノナリト雖無用ノ手續ヲ省略スル爲起業者ヲシテ直接ニ土地所有者ニ補償セシムルヲ妨ケサルカ故ニ土地收用法第四十七條ノ制定ヲ見タル次第ニシテ同條ハ全ク理論ニ捕ハレス便宜ヲ主トシテ制定セラレタルモノナルヲ以テ(京都法學會雜誌第十三卷第五號雉本博士所說)土地收用法上ノ補償義務者ヲ定ム

ルニ付テモ亦理論ニ偏セス便宜ヲ主トシテ決定セサルヘカラス從テ費用負擔者ノ大阪府ナル場合ニ於テハ土地收用法上ノ補償義務者ハ大阪府ナリト解シ大阪府ニ對シテ補償金ノ支拂ヲ請求スルハ一旦大阪府知事ヲ相手方トシテ訴訟ヲ提起シタル後大阪府ヲシテ其ノ費用ヲ負擔セシムルコト、爲スニ比シ實際上ノ結果同一ナルノミナラス手續簡單ニシテ便宜多大ナレハ本訴ニ於ケル補償義務者ハ大阪府ナリト解スルハ土地收用法ノ精神ニ合致スルモノト謂ハサルヘカラス之ヲ理論上ヨリ考フルモ土地收用法第四十七條ハ土地收用法ヲ許サレタル事業ニ關スル法令ニ於テ特ニ之カ費用ヲ支出スヘキ義務アル者(道路法第三十三條ノ費用負擔者ノ如キ)ノ定ナキ場合ニ於テ起業者ニ補償義務アルコトヲ定メタルモノニシテ其ノ定アル場合ニ於テハ起業者ニ補償義務ナシト斷セサルヘカラス只實際ニ於テ土地收用ヲ許サレタル事業ノ大多數ハ該事業ニ依ル利益ノ享受者カ起業者トシテ事業ヲ經營スルヲ以テ起業者ヲ被償義務者トナスカ公平ニシテ實際ノ便宜ニ合スルカ故ニ道路法第三十三條ノ如ク起業者以外ニ費用負擔者ヲ定メサリシニ過キス然ルニ道路ニ關シテハ道路法制定以前ヨリ道路ニヨリ主トシテ便宜ヲ受クルハ道路ノ設置セララルル地方居民ナルコト國家財政上ノ見地ヨリシテ道路ノ新築改築修理其ノ他一切ノ費用ハ主トシテ地方公共團體ヲシテ負擔セシメタルヲ以テ道路法制定ニ際シテモ道路ニ關スル費用ハ主トシテ地方公共團體ニ負擔セシメ(道路法第三十三條)タルモ道路ノ管理ハ道路行政上統一ヲ要スルヲ以テ主トシテ地方行政官廳ヲシテ當ラシムルコト、爲シタリ尙道路法第三十三條ハ道路ノ爲土地ヲ收用セラレタルモノニ對シテハ府縣ノ直接損失ノ補償ヲ爲シタル後國ヨリ府縣ニ對シテ損失補償ニ要シタル費用ノ支拂ヲ要求シ府縣ハ之カ支拂ノ義務アルコトヲ定メタルモノニアラス換言スレハ道路法第三十三條ハ國ト府縣トノ關係ノミヲ規定シタルニ非スシテ國府縣及補償權利者ノ關係ヲ規定シタルモノニシテ同條ハ一定ノ道路ニ關シテハ國ハ其ノ費用ヲ支出スベキ義務ナク府縣カ之ヲ支出スヘキ義務アルモノトシ從テ其ノ履行ヲ請求スヘキ者ハ府縣ニ對

シテ請求スヘキ旨規定シタルモノニシテ決シテ同條ハ府縣知事ハ同條及府縣制第二百二條ニ依ル支出命令ニ遵フコトヲ要スルニ過キサル旨ノミ規定シタルモノニハアラサルナリ果シテ然ラハ土地收用法第四十七條ト道路法第三十三條トヲ對比シテ考フルトキハ本件ノ場合補償義務者ハ大阪府知事ニアラスシテ大阪府ナリト斷スルニアラサレハ立法者カ特ニ道路法第三十三條ヲ制定シタル趣旨ヲ沒却シ土地收用法第四十七條ノ律意ニ反スルモノト謂ハサルヘカラスト云ヒ同三點ハ原判決ハ道路法第四十七條ヲ根據トシテ大阪府知事カ收用物件ニ對スル補償義務ヲ有スルコトヲ認メラレタルモ道路法第四十七條ハ道路ノ築造ノ爲メ物件ヲ收用シタル場合ニ付規定シタルモノニアラスシテ道路法第四十五條第四十六條所定ノ行爲ニ因リ生シタル損害ノ賠償ノミニ關スル規定ナルヲ以テ道路法第四十七條ノ規定ヲ以テ直ニ本件土地收用ノ場合ヲ律スルハ失當ナルノミナラス假ニ本件ノ場合同條ヲ適用スルヲ正當ナリトスルモ同條ハ原審ノ解釋スル如ク大阪府知事ニ補償義務アルコトヲ定メタルモノニアラスシテ大阪府知事ハ三月以内ニ補償ノ決定ヲ爲スヘキコトヲ定メタルモノナリ蓋關係條文ヲ對照セスシテ同條ヲ解スルトキハ原審ノ解釋正當ナランモ同條ト不可分ノ關係ヲ有スル同法第五十九條ト對照スルトキハ原審ハ同法第四十七條ノ解釋ヲ誤リタルコト明ナリト云ヒ同第四點ハ原判決ハ理由前段ニ於テ府縣知事ハ國ノ行政機關トシテ國道ノ管理者タリ土地收用ニ關シテハ起業者トシテ之カ爲メ損失ヲ蒙リタル者ヨリ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テモ其ノ相手方タル者ハ法律上起業者タル府縣知事ナリト解セサルヘカラストト説示シ明ニ府縣知事ハ道路築設ノ爲土地ヲ收用スル場合起業者トシテ土地收用補償金ニ關スル訴訟ノ當事者タル旨判示シ其ノ後段ニ於テ上告人ノ府縣知事ハ訴訟當事者タル適格ナク又財産ヲ有セサルヲ以テ判決ヲ執行スルニ由ナキ旨ノ抗辯ヲ排斥スル理由ニ於テ國ノ行政機關タル府縣知事ニ對シ訴訟ヲ提起シタルトキハ其ノ當事者ノ國ナルコト當然ニシテ云々ト説示セラレ國カ本訴ノ當事者タルカ如ク判示セラレ原判決ノ趣旨カ(1)起業者ハ府縣知

事ニシテ當事者又府縣知事ナリトノ意ナルカ(2)起業者ハ國ニシテ當事者モ亦國ナリトノ意ナルカ(3)起業者ハ府縣知事ナルモ當事者ハ國ナリト云フニアルカ意義不明ニシテ理由不備ノ不法アルノミナラス原判決ノ趣旨カ假ニ(1)ニ在リトスレハ府縣知事ハ國ノ行政機關トシテ當事者タル適格ヲ有セザ

業者タル府縣知事ナリト解セサルヘカラスト説示シ明ニ府縣知事ハ道路築設ノ爲土地ヲ收用スル場合起業者トシテ土地收用補償金ニ關スル訴訟ノ當事者タル旨判示シ其ノ後段ニ於テ上告人ノ府縣知事ハ訴訟當事者タル適格ナク又財産ヲ有セサルヲ以テ判決ヲ執行スルニ由ナキ旨ノ抗辯ヲ排斥スル理由ニ於テ國ノ行政機關タル府縣知事ニ對シ訴訟ヲ提起シタルトキハ其ノ當事者ノ國ナルコト當然ニシテ云々ト説示セラレ國カ本訴ノ當事者タルカ如ク判示セラレ原判決ノ趣旨カ(1)起業者ハ府縣知

事ニシテ當事者又府縣知事ナリトノ意ナルカ(2)起業者ハ國ニシテ當事者モ亦國ナリトノ意ナルカ(3)起業者ハ府縣知事ナルモ當事者ハ國ナリト云フニアルカ意義不明ニシテ理由不備ノ不法アルノミナラス原判決ノ趣旨カ假ニ(1)ニ在リトスレハ府縣知事ハ國ノ行政機關トシテ當事者タル適格ヲ有セザルヲ以テ其ノ失當ナルコト明白ナリ(2)ニ在リトスレハ起業者ノ府縣知事ナル旨ノ説示アルモ起業者ノ國ナル旨ノ理由ヲ缺如シ(3)ニ在リトセハ原審ノ解釋ニ依ルトキハ起業者ハ大阪府知事ナルヲ以テ土地收用法第四十七條ニ基キ補償義務者トシテ當事者タル者モ亦大阪府知事ナリト斷スヘキニ起業者ハ大阪府知事ナルモ當事者ハ國ナリト決シタルハ土地收用法第四十七條ノ規定ニ背反スルカ少クトモ理由ヲ遺脱セル不法アリト信スト云ヒ同第六點ハ假ニ上告理由第一點及第二點ノ所論理由ナシトスルモ道路法第三十三條第二項カ前項ニ規定スルモノヲ除ク外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トスト規定シアルヲ以テ法文所謂道路ニ關スル費用ノ中ニハ本件ノ如ク道路新設ノ爲土地ヲ收用シタル場合ニ於ケル損失ノ補償ハ勿論其ノ他道路ノ修繕維持管理等ニ要スル一切ノ費用ヲ含ムコト疑義ナキヲ以テ道路法第三十三條第二項ヲ規定スルニ際シ同條カ土地收用法第四十七條ニ對スル關係ヲ考慮シ規定スルトキハ前項ニ規定スルモノヲ除ク外道路ニ關シ土地收用ニ因ル損失ノ補償其ノ他一切ノ費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トスト規定スヘキモノナルモ條文冗長ニ失スルヲ以テ簡單ニ道路ニ關スル費用云々ト規定シタルニ過キサレモ其ノ法意ハ前述ノ如クナルコト明ナリ從テ土地收用法第四十七條ハ道路ニ關スル土地收用ニ付テハ道路法第三十三條第二項ニ因リ變更セラレ本件ノ如ク道路法第三十三條第二項所定ノ道路ノ爲メ土地ヲ使用シタル場合ニ於テ補償義務者ハ起業者ニアラスシテ道路管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ナリト解セサルヘカラスト云ヒ同第七點ハ本件收用ニ因ル補償義務者ハ國又ハ國ノ行政機關タル大阪府知事ニアラスシテ大阪府ナリト解スヘキハ道路法第十條第十七條第二十條殊ニ同法第三